事 案 調 書(決定会議)

審議日 令和6 年 11 月 14 日

		HEAC	1-18-0	, ,	
案件名	市営斎場における長寿命	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
所 管	市民 <mark>局</mark> 区	部 区政推進課 課 担当者		内線	

事案概要

市営斎場は供用開始から30年以上が経過し、主要設備である火葬炉をはじめ施設の老朽化が進行しているため、令和9年度から長寿命化改修を実施する。あわせて、年々増加する火葬需要へ対応するため、利用者動線の見直しなどのレイアウト変更を実施し、機能拡充を図る。市営斎場は市内唯一の火葬場であることから、運営を継続しながら改修しなければならず、本年度、コンサルタントに委託し改修計画の作成及び民間活力導入可能性調査を実施している。その中間報告をもとに、市営斎場長寿命化改修については、設計・施工・運営を一体的なものとし、民間活力を導入する方向性を決定したい。

審議事項

庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論 ・市営斎場の長寿命化改修に、民間活力を導入し、設計・施工・運営を一体的なものとすることについて ・令和7年度から8年度まで2か年の債務負担行為を設定し、民間活力導入を前提としたアドバイザリー業 務委託に係る経費を計上することについて

審議結果 (政策課記入)

○原案のとおり承認する。

	事業効果	市内唯一の火葬場であ葬件数の増加が図られ		改修を実施	することにより	、安定的	りな火葬の事	₹現と火
事業効果	効果測定指標		_		施策番号			16
総合計画との関連		R6	R7		R8			
	事業効果年度目標	_						

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工 ○事業スケジュール R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 庁内調整 予算査定 庁内調整 庁議 ●(庁議)事業手法の決定 11/14庁議 実施 事業の方向性の決定 アドバイザリー業務 内容 事業者選定 ●公告 ●事業者契約(3月) 設計及び改修工事

_O													(T III)
	事業経費・財						D.F.		D0		D10	D11	(千円)
	項目		助率/充当率		R6		R7		R8	R9	R10	R11	R12
事	業費(費)		32	,890	3	4,900	14	1,300	89,802	1,320,785	1,590,424	1,598,879
	うち任意分	}											
4+	国、県支出	金											
特財	地方債		90%							30,500	833,700	1,070,800	1,062,500
LVK.	その他												
				32	,890	3.	4.900	14	1,300	59,302	487,085	519,624	536,379
	うち任意を	}			,	_	.,		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	. ,			
拎	出する財源	×2											
_	出 , 0 次 //// // 般財源拠出見)			22	,890	2	4,900	1/	1.300	59,302	487,085	519,624	536,379
	以別 <i>派</i> 残山光) 一 刊償還金(交付		(\ + 	32	,090	J.	+,900	14	,300	39,302			
几个	刘慎逯壶(文刊	が旧里で	がを除く)								305	8,642	23,163
拮	念出する財源	原概要											
(税源涵 注 税の税収												
<u>O</u> 1	必要人工(事	業実施	配当たり	、新たな	人員配置	を求める		以 記入)					(人工)
	項目				R6		R7		R8	R9	R10	R11	R12
美	薬施に係る人	エ	Α				1		1	1	1	1	1
局内	内で捻出する人	I *	В						-				
	必要な人工		C=A-B		0		1		1	1	1	1	1
局。	 内で捻出する	 5人工#	概要			-							
	SDGs		till Nation	2 **:	3 -W		4 Budguar	S sectorals and sectorals and sectorals and sectorals and sectoral sectorals and sectoral sec	6 season	7 ф.	8	****	9 ::::
関連	車ゴールに〇		######################################	0	12		3::::L.	14 :: :::::::::::::::::::::::::::::::::	15 total	16 Throng	17	₩	
		夕/周色	生の 三田 恵		==	人相 安	±#0			±r	ひゃ の相	E±D+8 /++	
	3程等 整事項		等の調整 ツクコメント			会提案時期	可用		議会への		道への情	郵提供	
	≡田東女立『□					由台	+ 4	=+4女、四女					
TL 55 = 5	砂定可点	2夕华	1			事前	調整、検	討経過等	数市家, 结甲	3			
調整部局名等 政策課、財政課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、 生活衛生課、都市計画課、建 第223章 第233章 第2333章 第23333章 第23333章 第23333333333									整内容·結果	₹			
ジメン 生活律	小推進課、 新生課、都市	アセッ 公共建	製業 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	市営斎	場長寿命	到 到 明 多 明 多 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	課長打合 事業を令	調 させ会議 う和9年度	から開始す	する。	する。		
ジメン 生活衛 築 審 査	小推進課、 衛生課、都市 監課	アセッ 公共建	製業 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	市営斎 次年度	場長寿命	引 関係 化改修 の作成	課長打合 事業を令	調 させ会議 う和9年度	から開始す	する。	する。		
ジメン 生活衛 築審査 調 整会	小推進課、 新生課、都市 登課 ★議	アセッ 公共建	建築課、 課、建	市営 令和 令和 令和 市営 市営 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	場長寿命 は改修案 年6月16 年6月30 場長寿命	引 関係 化改修 の作成 日 日 化改修 修計画	課長打合事業を介みび民間事業を介	調合せ会議 合和9年度 引活力導入 合和9年度	から開始す	する。 査を実施 する。		、事業手法	だについて
ジ生築 調 決 政ジン 議者 全 策メン まる まる まる まる まる まる まる まる まる まる	ト推進課、 新生課、都 査課 議 議 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	アセッ公共選引計画記	製築課、 課、建	市次 令 令市令庁 令事 会 を おり いっこう かんしょう いっこう かんしょう かんしょ かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ	場長寿命案 年6月16 年6月30 年度はこと。 年8月23 年8月23	関係修成 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	課長打合 事業を行 及び民間 事業をそ か作成及 系課長打	調合せ会議 今和9年導入 今和9年間 会和9年間活力で民間 会のでは、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中	から開始で、可能性調整の から開始できます から開始できます カリック から 見から から かい	する。 査を実施 する。 能性調査で 内容をもの	を実施し		
ジ生築 調 決 政ジ生 政与メメ活審 整 定 策メ活 策課ント きょう まっぱ まった	小推課・ は また。・ は また。<	アセツ公共通う計画がファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・	津 築	市次 令 令市令庁 令事て 令中営年 和 和営和議 和業事 和間 高度 5 5 5 6 6 6 6 6 4 5 4 6 4 4 6 4 4 6 4 6	場長修 年6月16年8月8日 年8月8日 年8月16日 年8月16日 年8月16日 年8月23日 東京の 年10月2	Reference 1 1 1 1 1 1 1 1 1	課長打合を発展している。 課事業で民間を表現している。 事ができます。 事ができます。 事ができます。 事ができます。 事ができます。 事ができます。 事ができます。 はいまする。 はいまる。 はいる。 はいまる。 はっる。 はっる。 はっる。 はっる。 はっる。	調の 計の主義 は会議を はいまする。 はいまる。 はいまする。 はいまる。 はっる。 はっる。 はっる。 はっる。 はっる。 はっる。 はっる。 はっる。	から開始でから開始である。可能性調力等入可能の対象のである。	する。 査を実施 する。 能性調査を 内容をもる	を実施し とに、次 ² こした。	丰度予算	要求に向け
ジ生築 調調 決 政ジ生 政与メ活メ活審 整 定 策メ活 策課ン衛 ごうしゅう	ト 推課 議 議 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	アセツ公共通う計画がファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・	津 築	市次 令 令市令庁 令事て 令中目 常年 和 和営和議 和業事 和間指 1 和 1 和 1 和 1 和 1 和 1 和 1 和 1 1	場は 年6月10年8年8年8年8月16日 年6月10日 年8月10日 年8月16日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日	Reference Control of the contr	課長打合を発展している。 課事業で民間を表現している。 事ができます。 事ができます。 事ができます。 事ができます。 事ができます。 事ができます。 事ができます。 はいまする。 はいまる。 はいる。 はいまる。 はっる。 はっる。 はっる。 はっる。 はっる。	調の 計の主義 は会議を はいまする。 はいまる。 はいまする。 はいまる。 はっる。 はっる。 はっる。 はっる。 はっる。 はっる。 はっる。 はっる。	から開始で、可能性調がのいる。から開始である。から開始である。から開始である。からないできない。	する。 査を実施 する。 能性調査を 内容をもる	を実施し とに、次 ² こした。	丰度予算	要求に向け
ジ生築 調 決 政ジ生 政与メ活 調 メ活審 整 定 策メ活 策課ン衛 整 こ	ト 推課 議 議 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	アセツ公共通う計画がファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・	津 築	市次 令 令市令庁 令事て 令中目 常年 和 和営和議 和業事 和間指 1 和 1 和 1 和 1 和 1 和 1 和 1 和 1 1	場長 年 16 年 16 日 16 年 16 月 16 年 16 月 16 日	Reference Control of the contr	課長打合を発展している。 課事業で民間を表現している。 事ができます。 事ができます。 事ができます。 事ができます。 事ができます。 事ができます。 事ができます。 はいまする。 はいまる。 はいる。 はいまる。 はっる。 はっる。 はっる。 はっる。 はっる。	調の 計の主義 は会議を はいまする。 はいまる。 はいまする。 はいまる。 はっる。 はっる。 はっる。 はっる。 はっる。 はっる。 はっる。 はっる。	から開始で、可能性調がのいる。から開始である。から開始である。から開始である。からないできない。	する。 査を実施 する。 能性調査を 内容をもる	を実施し とに、次 ² こした。	丰度予算	要求に向け

庁議におけるこれまでの議論

【事業手法について】

○(アセットマネジメント推進課長)事業手法の選択の中で定量評価と定性評価の視点があり、VFMが低 い状態であるものの、本件については運営からの視点で設計・施工することのメリットが大きいことを踏 まえた事業手法の検討を行うスタンスを明確にしていく必要があると考える。また、長寿命化経費として の予算要求に際し、金額は精査させていただきたい。

調整会議の 主な議論

- ○(経営監理課長)スケジュール上、年度末の庁議に向け、今後どのように検討内容の精査を図っていく 予定であるか。
- →(斎場準備室長)工事内容が詳細に決まっていない現状であり、想定事業費は刊行物情報などを用い、 他の事業における事業費を面積割合で按分するなどの方法により類推して積算している。今後、建物工 事の詳細が決まり次第、より精査した金額により民間活力導入による事業手法の精査・検討をしていく。 ○(経営監理課長)DBO方式を選択することになった場合、指定管理など運営の詳細な手法も含め年度 末の庁議で決定するのか。
- →(斎場準備室長)そのとおり。
- →(経営監理課長)工事と運営の連携を重視するとの説明だが、大胆なレイアウト変更や動線の見直しを かけていくことで、利便性の向上などを期待する点が大きいのか。
- →(斎場準備室長)一番の要因としては運営しながら改修することのハードルがかなり高いことであり、エ 事をする側が運営面をかなり注視していかないとトラブルにつながる可能性が高いため、運営と施工の 密接な連携が求められる。
- →(経営監理課長)当初の設計・施工の段階では、設計・施工・運営一体型がメリットを発揮すると思うが、 工事完了後の運営におけるメリットを発揮できるかについてもよく検討いただきたい。
- ○(経営監理課長)既存の火葬炉の業者と異なる火葬炉事業者が参入した場合も、事業として運営は可能 であるか。
- →(斎場準備室長)異なるメーカーの火葬炉が稼働している状況は、運営面のリスクを鑑み、他の火葬炉 メーカーが参入に慎重になる要因となる。
- ○(総務法制課長)DBO方式やDB方式の事業者を指定管理者として指定する場合、本来の指定の手続 きと異なり、当該一括受注事業者を指定することとなるため、条例上の例外として条例改正が必要にな る点についてご留意いただきたい。
- 〇(財政課長)今回の庁議では、従来手法か民活導入かを選択するものであり、今後、従来手法を選択す る可能性はなくなるため、予算要求については、民間活力導入によるアドバイザリー業務にかかる経費を 計上するという理解でよいか。
- →(斎場準備室長)そのとおり。
- →(財政課長)アドバイザリー業務として必要な経費をしっかり見積もっていただき、着実に令和9年度の 事業開始につなげていただきたい。
- ○(政策課長)どちらの手法でも工事期間の完了は同じでよいか。
- →(斎場準備室長)そのとおり。

- 【その他調整事項等について】 ○(アセットマネジメント推進課長)改修中の車両動線などは地元の理解を得ているという認識でよいか。 →(斎場準備室長)斎場連絡協議会にて年1回情報共有をしており、地域から特段反対意見や要望などは 出ていない。
- <原案のとおり、上部会議に付議する。>

(11/8)

市営斎場における長寿命化改修の事業手法について

令和6年11月14日 決定会議資料

令和9年度から予定している市営斎場長寿命化改修計画の作成及び事業手法の検討を行っている。 市営斎場長寿命化改修事業に設計・施工・運営一体型の民間活力を導入する方向で、令和7年度予算を 要求することについて諮るもの。



<施設概要>

名 称 相模原市営斎場

所在地 南区古淵5丁目26番1号(区域)

設置目的 火葬及び葬儀を行うため

(相模原市営斎場条例第2条)

構造等 鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階建

面 積 敷地面積 22,616.97㎡ 延床面積 4,255.88㎡

建築而積 2,941.88 m²

供用開始 平成4年10月

諸室等

霊安室

駐車場

火葬施設 火葬炉11基(一般火葬炉10基、胎児炉1基)

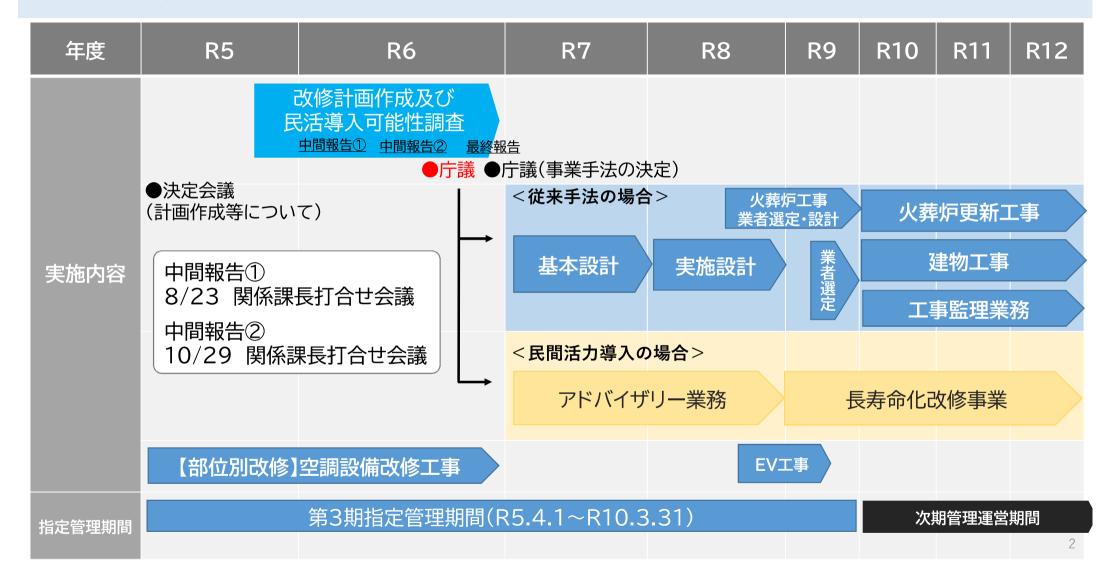
※火葬燃料は都市ガス

葬祭施設 大式場1室・小式場1室

1室(保冷庫4基)

約140台

1. これまでの経過とスケジュール



2. 市営斎場における長寿命化改修の課題

運営を続けながらの長寿命化改修

市内唯一の火葬場であるため、火葬業務を 中止することはできない。施設運営者や利用 者が「居ながら改修」となるため、長寿命化改 修の改修工程や利用者・車両動線が非常に 複雑になる。

- ▶<mark>火葬炉更新工事</mark>を実施するにあたり、火葬棟横 の駐車場(50台分)に仮設棟(仮設火葬炉)を 設置
 - →既設火葬炉を稼働しながら、2炉ずつ更新
- ▶火葬炉の更新工事の工程にあわせて、炉前ホールを個室化するレイアウト改修を実施 →利用者動線や作業動線が工事工程ごとに変更になる複雑性
- ▶機能回復を図る改修工事に伴い、工事音や振動の発生する工事を運営時間内に実施→施設の特性上、工事時間帯の工夫が必要式場は一時的に運営を中止

敷地境界



工事車両の動線

3. 事業手法の検討状況 【市場調査の結果】

市場調査の実施状況

- ・調査方法:アンケート回収方式及びヒアリングを実施
- ・調査対象:斎場における民活事業へ応募実績のある企業、火葬炉メーカー、市内設計・建設業者、現指定管理者等
- ·回答率:70%(14社/20社)

【内訳】設計業者3社/6社、建設業者5社/7社、ビルメン業者3社/4社、火葬炉3社/3社)

本事業への関心及び参加意向について

業種区分	非常に関心あり	関心あり	どちらともいえない	関心がない	未回答	合計
設計業者	0社	0社	2社	1社	3社	6社
建設業者	0社	1社	2社	2社	2社	7社
ビルメン業者	2社	1社	0社	0社	1社	4社
火葬炉業者	1社	0社	1社	1社	0社	3社
計	3社	2社	5社	4社	6社	20社

<どちらともいえないと回答>

- ・改修案件のため、事前調査等も含めると負担が大きい。適切な設計料の獲得が難しい印象。(設計業者)
- ・建物や設備の劣化状況等が不明でリスクが大きいこと、主業務は火葬炉更新になること。(建設業者)

<関心がないと回答>

・長寿命化に伴う改修案件であること、設計建設の期間が4年かかること(設計業者、建設業者)

3. 事業手法の検討状況 【市場調査の結果】

市場調査の実施状況

- ・調査方法:アンケート回収方式及びヒアリングを実施
- ・調査対象:斎場における民活事業へ応募実績のある企業、火葬炉メーカー、市内設計・建設業者、現指定管理者等
- ·回答率:70%(14社/20社)

【内訳】設計業者3社/6社、建設業者5社/7社、ビルメン業者3社/4社、火葬炉3社/3社)

事業手法について

※本事業に「非常に関心がある/関心がある/どちらともいえない」と回答した企業10社の回答

業種区分	従来方式	PFI(RO) 方式	DB0方式	どちらともいえない
設計業者	1社	1社	0社	0社
建設業者	0社	0社	1社	2社
ビルメン業者	1社	2社		0社
火葬炉業者	1社	1社	0社	
合計	3社	5社	2社	

<従来手法と回答>

・建設業界全体の繁忙度が高くSPC組成が難しいため(設計業者)

<民活導入と回答>

- ・綿密な協力体制の下での設計、施工、運営が必要なため(設計業者)
- ・SPCを組成し資金調達をさせるのは金利及びSPC運営管理費等の費用がかかり事業費削減のデメリット ⇒事業者側の出資負担がないDBO方式の方が参加しやすい(建設業者)

3. 事業手法の検討状況 【定性評価】

- ①難易度の高い火葬炉更新工事(火葬炉メーカー)と、建物改修工事(建設業者)及び運営との綿密な連携が重要
- ②運営しながらの長寿命化改修は、自由度が低いため、いずれの業者も参加見込みが低い

形態	事業イメージ	手法	想定される事業手法		メリット/デメリット
	設工電事気		火葬炉更新工事 工		▲既存火葬炉メーカーの参加意向は確実だが、競 争性はない。
分離工事	工建 事築 事備 事集	従来手法	建物建築工事 電気設備工事 機械設備工事	工事監理業務	▲特殊設備である火葬炉更新を中心とした改修であり、設計・建設業者の参加意欲は低い。 ▲複数工事間の調整、工事と運営の調整が困難。 ▲火葬炉設備に特化した専門職がいない中、改修 工事発注の際の設計書作成が困難。
一体工事	レイアウト変更 設計 建物の 長寿命化改修 設備の更新	民活導入 (設計施 工·運営 一体型)	·DBO		▲数少ない火葬炉メーカーのうち、参加意向があるのは1社のみ。チームとしても競争性はない。 〇参加意欲の低い設計・建設業者は、火葬炉メーカーと一体となることで参加が見込める余地あり。 〇複数工事間の調整、工事と運営の調整が容易。 〇火葬炉メーカーの技術やノウハウを活かした設計・改修工程ができる。

3. 事業手法の検討状況 【定量評価】

- <想定期間>
- ・設計・施工4年/運営15年(うち4年は改修工事を含む)
- <想定事業費>

・工事範囲や仕様が定まらないため、刊行物情報等をもとに算出 ※今後、変動する可能性あり

R6.10月時点 形態 事業イメージ 手法 想定される事業手法 想定事業費 暫定VFM 火葬炉更新工事 工事監理業務 工電事気 設計 11,216,000千円 【内訳】 分離 建物建築工事 従来手法 火葬炉 設備の更新 改修費 工事 約37億 電気設備工事 工設事備 工建事築 約75億 運営費 機械設備工事 ·PFI(RO方式) 11,265,000千円 -0.44% レイアウト変更 民活導入 (設計施 一体 ·DBO(SPC設立あり) 11,207,000千円 0.08% 工事 工·運営 一体型) ・DBO(SPC設立なし) 11,070,000千円 1.30%

3. 事業手法の検討状況【まとめ】

【定件評価】

- ①特殊な設備である火葬炉更新工事を含めており、火葬炉メーカーが実施する火葬炉更新工事、建設業者が実施する建物改修の連携が必要である
- ②運営しながらの長寿命化改修であり、工事と運営の連携性を重要視する ⇒綿密な協力体制の下での設計、工事、運営が必要(そのため、設計・施工・運営一体型が優位)

【定量評価】

既存施設の改修であり、新設事業に比較すると大きくはないが、VFMが見込める

【先行事例を持つ他自治体の意見】

- ①火葬炉更新工事、建物改修工事及び運営との綿密な連携が取れているメリットは大きい
- ②専門職が少ない中、確実に事業推進を図るために民活(PFI/DBO)を選択したメリットは大きい

本事業は斎場を運営しながらの改修であり、特殊な事業条件であることを踏まえると、VFMの数値のみではなく、 工事全体のマネジメント等を総合的に勘案して手法を選択することが望ましいと考えている。

設計・施工及び運営を一体とする民間活力導入を前提として 今後、具体的な事業手法の選択をしていきたい。

債務負担行為設定期間(2

4. 今後3年間のスケジュール

令和6年度

8月 中間報告①→8/23関係課長会議

10月 中間報告②→10/29関係課長会議

→庁議で事業の方向性を決定

年明け 最終報告をもって事業手法(PFI/DBO)を決定

令和7年度

▶ アドバイザリー業務(1年目)
予算:約34,900千円 +謝礼(202千円)

【主な内容】

- ・業務概要及び前提条件の整理等
- ・実施方針及び要求水準書(案)の作成支援等
- ·VFMの評価
- ·募集書類(募集要項、要求水準書案等)作成支援

令和8年度

アドバイザリー業務(2年目) 予算:約14,300千円 +謝礼(182千円)

【主な内容】

- ・募集書類への質問に対する回答支援
- ・事業者提案の審査支援
- ・契約締結に係る支援

令和9年度

事業者による事業開始

【令和7年度事業スケジュール案】

4月~6月 アドバイザリー業務委託業者の選定 (公募型プロポーザルによる選定)

プロポーザル評価委員会構成メンバー案

- ・大学教授
- ·他自治体斎場長経験者
- ·他自治体職員(火葬場担当)

7月以降 アドバイザリー業務着手

事業者選定委員会構成メンバー案

- ·大学教授
- •他自治体斎場長経験者
- ·公認会計士
- ・建築士等改修事業に精通する者

事 案 調 書(決 定 会 議)

 審議日
 令和6
 年
 11
 月
 14
 日

 案件名
 物価高騰に伴う学校給食費の保護者負担の軽減について

 所
 管
 教育
 局区
 部
 学校給食
 課
 担当者
 内線

事案概要

急速な物価高騰に伴い、学校給食費について、令和7年9月の改定に向け検討を進めているところだが、学校給食費の増額改定に当たって、子育て世帯の負担軽減を目的に増額分を市費で負担するもの

審議事項

庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論

- 学校給食費の増額改定に伴う負担軽減について
 - ▶ 令和7年度については、学校給食費の増額分を市費で負担する

審議結果 (政策課記入)

○原案のとおり上部会議に付議する。

 事業効果
 子育て世帯の負担軽減

 効果測定指標
 施策番号
 1、3

 R6
 R7
 R8

 事業効果 年度目標
 ・学校給食費の改定 ・学校給食費の増額 分の市費負担

事業スケジュール / 事業経費・財源 必要人工 ○事業スケジュール R6 R7 R8 R12 R9 R10 R11 弡 費負担 市費 負担 R 7 当 初 12月補正 不足額 学校給食 方向性の 実施 内容 費の 決定 改 給食費の改定 3月議会 条例·規則改正 定 庁内調整 部 周知 庁議 教育委員会 会 議案 審議

		事業経費・財	十 池百													(千円)	·
l	<u>∪</u> =	<u>₱未在頁,₽</u> 項目	<i>1 ii</i> 示	補助率/充当率		R6		R7			R8	R9	R	R10	R11	R12	1
	事	<u> </u>	費)			110		221,950)		1.0	1113				1112	1
Ш	<u></u>	うち任意を	_					221,950		-						-	┪
		国、県支出	_			0		0		-						-	┪
Ш	特	地方債	_			0		0			# 4.17.4	, 11 000 / 7	. 224.1	-	\# ^ 7		4
Ш	財	その他						0			費負担の						┥
			'			0			\	不	有無·改为	正領に	とのだ	_ <i>(</i>)(:	呪吁믔	CIY	
Ш	ſ		,			0		221,950		1	1773						4
	44.	うち任意名				0		221,950		_						-	4
		出する財源	_					004.050								-	
	一般財源拠出見込額 0 221,950 元利償還金(交付税措置分を除く)										4						
	兀札	[[遠金(交付	枕猎	直分を除く)													4
-	捻	出する財源		要													
		税源涵 事業の税収	効果														
	Où		業	<u> たい当たり</u>	_{り、新た}		配置を変		<u>のみ</u> 記		D O			1.0	B11	(人工))
		項目				R6		R7			R8	R9	F	R10	R11	R12	4
		施に係る人	_	Α													4
]で捻出する人		В													_
		必要な人工	-	C=A-B		0		0			0	0		0	0	0	
	局内	りで捻出す	る人	工概要 													
				ties.	2 ***		-W•	4 112 11		€		7-	9	8	<u>***</u>	9 ::::	
_		SDGs			0			0									
F	関連	ゴールに〇)	10:000	alli.		2 CO	13::::		•	5 <u>- </u>	16 :	4	r	7 ∰		
				0													
		程等	条例	列等の調整	条例	改廃あり	議会提	案時期	令和7	7年3月	定例	」会議	報道/	\の情	報提供	資料提	是供
	調	整事項	パブ	リックコメント	<i>†</i>	î U	時期		_		議会への	情報提	<mark>供</mark>	部会	令	和6年1	2月
							事前	j調整、検討	村経過								
		調整部局		手							内容·結果						
調整	色会	議(11/8))		原案を	部僧	逐正し、₋	上部会議に	諮る	0							
			_						_	_			_				
																	_
	備	考															
	C thu																

庁議におけるこれまでの議論

【審議事項について】

- 〇(政策課長)審議の前提として、支援策は物価高騰に伴う一過性のものなのか。それとも、条例改正 に基づく恒久的なものなのか。議論の姿勢が異なるため、先ずは確認させていただきたい。
- →(教育総務室長)物価高騰に伴う支援である。

【今後の方向性について】

- ○(経営監理課長)今後の方向性について、仮に、次回も給食費を増額改定する場合、さらに支援していくのか。今後、様々な可能性がある中で「当分の間」をどのように考えているのか。
- →(教育総務室長)物価高騰が続き保護者の負担が増すのであれば、継続していくと考える。
- →(経営監理課長)さらなる増額改定だとしても、その分を継続して支援していくのか。
- →(教育総務室長)原因が物価高騰に伴う改定であれば、支援を継続する考えとなる。
- →(経営監理課長)支援を実施する場合、条例に位置付けるのか。
- →(総務法制課長)条例は上限額を定めており、規則に実徴収額を規定している。
- →(総務法制課長)支援を実施する場合は、規則を改正せずに公費負担をする。
- 〇(総務法制課長)今後の方向性について、「当面の間」は令和7年度から令和9年度の3か年を想定しているが、条例改正の考え方は3年に1回の見直しとしており、3年間支援するのであれば、給食費の改定が必要ないのではないかとの話になり、条例改正も形式的なものになってしまう。もし、支援を実施するのであれば、現在審議している多子世帯や小学校1年生への負担軽減の方がインパクトがあると考える。また、保護者の支払額が変わるわけではないため、打ち出し方が難しく、金額も多額のため、是非アピールしていただきたい。
- 〇(教育総務室長)総務法制課長から意見について、「当分の間」を3年間として提案させていただいたものではない。市費負担額の想定についても、継続した場合の額を示させていただいたものである。主食の米の金額により変わってくるものであり、米の価格が下がり正常に戻り、給食費自体があまり高くならなければ、当然、支援を終了する可能性があると考える。そういう意味で「当分の間」と表記している。
- →(総務法制課長)支援を実施するのであれば、先ずは令和7年度のみとした方がよいのではないか。令和8年度以降は、今後の状況を踏まえ中で検討するのであれば、条例を改正する意味もあるのではないかと考える。

調整会議の

→(政策課長)同意見である。急激な物価高騰に伴う支援ということであれば、各年度で判断すれば よいと考える。

主な議論

→(教育総務室長)「当分の間」としているが、実施についてはその都度判断する考えである。

(11/8)

【地方創生臨時交付金等の国庫補助について】

- ○(財政課長)物価高騰対策による交付金が措置されなければ実施しないのか。
- →(政策課長)令和7年度は実施する方向で進める。
- →(総務法制課長)市費であれば令和8年度についてもという議論になるが、経営監理課長の意見で もある半額という考え方もある。

【財政支援について】

- 〇(財政課長)学校と保育所等で支援の姿勢が異なるように感じる。基本的な考え方として、物価高騰により給食費が上がり、それに対する支援策と理解している。国から交付金が措置されれば財源更正するということだが、措置されなかった際は市費を投入することになる。つまり、市がその部分を負担するという意思表示となり、令和7年度のみということにできないのではないか。交付金が措置されるから取り組むものではなく、市費を投入する姿勢を示すのであれば、支援の期間を限定的にするものではないと考える。
- 〇(経営監理課長)現在審議している多子世帯や小学校1年生の負担軽減について、どちらの施策が市としてインパクトを持って継続的に支援していくべきなのか、本当に必要なものなのか。給食費を増額することを市民に理解してもらう必要もあると考える。例えば、支援の検討にあたり半額を負担するなどの議論はなかったのか。
- →(教育総務室長)法律上は保護者負担が基本的となるが、他市や周辺自治体の情勢を考慮し、都市 間競争などに耐えられないのではとの構図で提案させていただいた。
- →(経営監理課長)説明資料内にも「他自治体も無償化に取り組む中」というフレーズがあるが、現在 審議している案件でも十分にインパクトがあると考える。増額分全額を支援する必要が継続的にある のかという点については課題提議とさせていただく。

【その他】

- 〇(財政課長)今回の支援策は、「(仮称)相模原市子育て応援条例」に紐づく事業とするのか。
- →(教育総務室長)子育て応援として、子育て施策全体のパッケージに位置付けるものである。
- <<原案を一部修正し、上部会議に付議する。>>

物価高騰に伴う学校給食費の保護者負担の軽減について

【概要】

急速な物価高騰に伴い、学校給食費について、令和7年9月の改定に向け検討を 進めているところだが、学校給食費の増額改定に当たって、子育て世帯の負担軽減 を目的に増額分を市費で負担するもの 1 物価高騰に伴う学校給食費の改定について(R6.10.16決定会議資料より)

学校給食費の改定

- 食材費の高騰に伴い、学校給食費を<u>令和7年9月(2学期~)に改定</u>
- 学校給食費の改定における基本的な考え方を設定
 - ① 条例で規定する上限額は、物価上昇を見込んだ額
 - ② 規則で規定する徴収額は、必要に応じて年度単位で改定
- 今回の学校給食費の<u>改定額について、改定における基本的な考え方に基づき算定</u>

子育て世帯への負担軽減策

○「子育でするなら相模原」「教育を受けるなら相模原」の実現に向け、 保護者の負担増となる学校給食費の増額改定のみならず、小・中学生のいる 子育で世帯に対する負担軽減策が必要

1 物価高騰に伴う学校給食費の改定について(R6.10.16決定会議資料より)

【国の動向】

- R5年度に学校給食の実態調査を実施
 - ▶ 調査の結果(R6.6公表)

全国自治体のうち約3割が無償化(R5.9時点。ただし、交付金対応含む。)

【他自治体の状況】

- 東京都が無償化を実施する都内市区町村に対し補助 (令和6年度1・2学期は半額、3学期から8分の7に拡充)
- 都内では、23区、八王子市(R6年度2学期~)、町田市(第2子以降のみ)などが無償化
- 県内では、厚木市、南足柄市が小・中学校で無償化
- 大和市は第3子以降のみ、小・中学校で無償化
- 指定都市の状況

自治体	小学校	中学校	備考
大阪市	完全無償化	完全無償化	
千葉市	一部無償化	一部無償化	第3子以降
さいたま市	R6年度給食費改定		増額分は公費負担
神戸市	R6年度給食費改定		小学校は増額分、中学校は 半額分を公費負担
川崎市	R7年度給食費改定予	定	増額分を保護者又は公費負 担とするかは未定

POINT!

他の自治体では、保護者の負担増となる学校給食費の増額改定のみならず、小・中学生のいる

子育て世帯に対する負担軽減策を実施

1 物価高騰に伴う学校給食費の改定について (R6.10.16決定会議資料より【米単価増反映】)

令和2年度から令和5年度までの主食・牛乳・副食それぞれの上昇率から、令和7年度から令和10年度まで(上限額維持想定期間)の想定単価を算出

【想定単価】 ※米の単価が令和6年11月に値上げされた結果を反映

		現行 1 食当たり	R 6 (実績)	R 7	R 8	R 9	R10	現行(R2) 対R10差額	
小学	校	270円	291.8円	313.0円	324.2円	335.9円	<u>347.9円</u>	+77.9円	
小学	【規	則(徴収額)】	5,300円×	<11か月= <u>年額</u>	5円 57,905円/ <u>58,300円</u> Aたりの額 310F		5, 300円		
字 (条例(上限額)] 347.9円×185日=64,361円 64,361円/11か月=月額 5,800円 5,800円×11月= <u>年額 63,800円</u>									
		現行 1食当たり	R 6 (実績)	R 7	R 8	R 9	R10	現行(R2) 対R10差額	
中学	校	310円	359.0円	390.7円	404.1円	417.9円	432.2円	+122.2円	
中学	72 600円 /105日 — 1 会坐去以办籍 200円								
【条例(上限額)】 432.2円×185日=79,957円 79,957円/11か月=月額 7,300円 7,300円×11か月= <u>年額 80,300円</u>									

1 物価高騰に伴う学校給食費の改定について(R6.10.16決定会議資料より【米単価増反映】)

改定額(案) ※米の単価が令和6年11月に値上げされた結果を反映

				条 例 (上限額)			規 (徴収額	L 則 ※R7.9~	·)		
				年 額			月額		1	食当たり	J
				(完全給食)	(完全給食)	完全給食	牛乳なし	牛乳のみ	完全給食	牛乳なし	牛乳のみ
		現	行	50,600	50,600	4,600	3,700	900	270	215	55
小学	·校	<u>改</u> (增图		<u>63,800</u> (+13,200)	58, 300 (+7, 700)	5,300 (+700)	<u>4, 200</u> (+500)	1, 100 (+200)	<u>310</u> (+40)	245 (+30)	<u>65</u> (+10)
		現	行	58,300	58,300	5,300	4,400	900	310	255	55
中学	·校	改 5 (増額		80,300 (+22,000)	72,600 (+14,300)	6,600 (+1,300)	<u>5,500</u> (+1,100)	1, 100 (+200)	390 (+80)	325 (+70)	(+10)

【中学校デリバリー】

中学校デリバリーの学校給食費についても、基本的に公会計と同様の考え方により改定額を決定

【近年の推移及び想定単価】

		2 12 TO 10 10							
		H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
単·	価	315円	330円	330円	345円	360円	372.17円	<u>410.4円</u>	424.8円

改定額(案): <u>410円</u>

(現行+80円)

2 子育て世帯の負担増

1 学校給食費の改定による子育て世帯の負担の増

学校給食費の改定により、令和7年9月から、1食当たり、<u>小学校40円、</u> 中学校(センター方式)80円、中学校デリバリー80円の負担増となる

【例】市立小学校に2人、市立中学校(センター方式)に | 人の子どもがいる世帯の場合

[改定前] 小 @50,600円(年額)× 2人=101,200円

中 @58,300円(年額)× 1人= 58,300円 → 計 159,500円

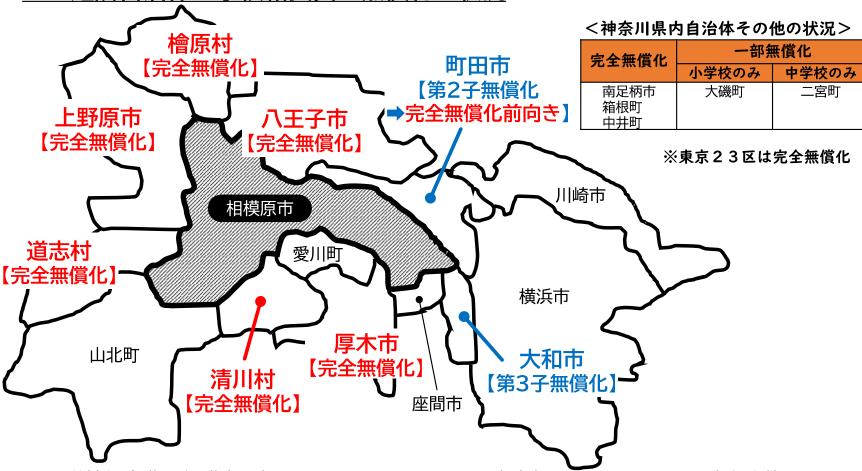
[改定後] 小 @58,300円(年額)× 2人=116,600円

中 @72,600円(年額)× 1人= 72,600円 → 計 189,200円

★ 年間29,700円の負担増

2 子育て世帯の負担増

2 近隣自治体の学校給食費の無償化の状況



- ・学校給食費は保護者負担とされているとはいえ、東京都をはじめとする近隣自治体における学校給食費の無償化が拡大している。
- ・昨今の物価高騰が家計に大きな影響を与えている中、子育て世帯に更なる負担増を強いることになる。

→ 増額分を市費負担とする

増額分の市費負担

1 学校給食費の改定による増額分の市費負担額について

子育て世帯の負担軽減(学校給食費の改定による負担増はしない)という観点か ら、令和7年9月の学校給食費改定後についても、保護者からの徴収額については、 改定前の額に据置き、1食当たり、小学校40円、中学校(センター方式)80円、中 学校(デリバリー)80円を市費負担する。

【令和7年9月~令和8年3月分までの市費負担額】

【**小学校**】児童数:32,416人

@40円×32,416人×119日 ≒ 約 **1億5,431万円**

【中学校(センター方式)】生徒数:1,048人

@80円×1,048人×119日 ≒ 約 **998万円**

【中学校デリバリー】喫食者数:6,056人(喫食率4割)

@80円×6,056人×119日 ≒ 約 **5,766万円**

→ 市費負担額 2億2,195万円

<令和7年度市費負担額(改定前の不足額市費対応分(基金充当想定)含む)>

【小学校及び中学校】2億5,541万円(小:2億3,989万円、中:1,552万円)

【中学校デリバリー】 8,964万円 → 合計 3億4,505万円

3 増額分の市費負担

2 今後の方向性について

令和8年度以降も市費負担を継続するかについては、物価の変動状況や、学校給食費の無償化等の国の動向などを注視しつつ、判断していくものとする。

【参考】同額を市費負担していく場合の実質の市費負担額の想定

	R7年度	R8年度	R9年度
小学校	2.40億円	2.40億円	2.40億円
中学校(センター方式)	0.16億円	0.88億円	2.40億円
選択制デリバリー	0.89億円	0.60億円	_

[※]令和8年12月から中学校が全員喫食となり、選択制でなくなることから、増額となる

事 案 調 書(決 定 会 議)

				奢	S議日	令和6	年	11	月	14	日
案件名	物価高騰に伴う公立保育所・認定こども園の給食費の改定及び子育て世帯への経済的支援について										
所 管	こども・若者未来 区	部	保育	課	担当者			F	内線		

事案概要

公立保育所・認定こども園(以下、公立保育所等)の給食費(食材料費)は、幼児教育・保育の無償化が実施された後も、これまで通り保護者からの実費徴収となったところであるが、急速な物価高騰に伴い、給食費について現行の公立保育所等の給食費では不足が生じており、また、こども家庭庁が定める公定価格も改定されたことから、持続可能な公立保育所等の給食の実施のため、公立保育所等の給食費の改定を行うものまた、保育所等の給食費に係る子育て世帯に対する負担軽減を行うもの

	事業効果	を実施する	栄養バランスや質を保った公立保育所等の給食の提供を維持しつつ、持続可能な公立保育所等の E実施する 子育て世帯に対する負担軽減を行う										
事業効果	効果測定指標			施策番号									
総合計画との関連		R6	R7	R	3								
	事業効果年度目標	市立保育所等における給 食の提供に関する実施要 綱の改正	公立保育所等の給食費の 改定 子育て世帯に対する負担 軽減										

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工 ○事業スケジュール R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 議会への資 公立保育所等の給 庁内調整 料提供 食費の改定 要綱改正 子育て世帯に対する 実施 庁議 周知 負担軽減

	業経費·財源											(千円)		
	項目	補助率/充当率	R6		R7			R8	R9	R10	R11	R12		
事	業費(民生費)	193,08		268,40									
	うち任意分		193,086		268,463									
特	国、県支出金	臣												
財」	地方債	也方債			小立個	保育所等の終	ዽ食毒の	改字の	右無わみ	完婚 -				
	その他		179,12	1	179,12	21	III	より変動する				た 600		
_	一般財源		13,965	5	89,34	-2] 5.2.1	.0.72237	W/20/	20~ J MK	C104 193			
	うち任意分		13,965	5	89,34	-2								
捻	出する財源※	2												
一般	財源拠出見る	額	13,965	5	89,34	-2								
元利	償還金(交付和	说措置分を除く)												
	税源涵養 事業の税収効				1 110 00							(1		
<u>〇必</u>	· 要人工(事業) 項目	<u>実施に当たり、新</u> 	たな人員配置を R6	を求める	る場合のみ記入) │ R7		R8		R9	R10	R11	(人工) R12		
=	一クロ 発施に係る人工		K6		17.7			NO	I N9	KIO	KII	NIZ		
	で捻出する人													
	必要な人工	C=A-B	0		0			0	0	0	0	0		
C-A B					J		ū							
נ ופיז	1 C 100 EL 2007			POST NAME OF TAXABLE PARTY.								DATHOGRADIA		
		A-P-A	2 :::	-W			Ġ,	Å			* ***** ****	4		
	SDGs				0									
関連ゴールに○	ED MICO	* ⊕ ►	n Alle	12 CXC			2	15	16		₩ ₩			
		条例等の調整	要綱 改廃あ	会提案時期	報道への情報提供なし									
	17±37 [車佰		安神の発のり。議会		云灰条吋 州						'AL		
司申5	定事以			時	<mark>寺期</mark>		議会への情		<mark>青報提供</mark> 資料提信		是供	供		
					事前調整、検討	討経過等	-				·			
	調整部局	名等					調整内	容·結果						
策課			事案の内容や	ゆ政策的	的な必要性、	庁議資	料の内容	等に係る調	整					
交給負	 食課		学校給食費に		 周整									
			予算に係る調整											
女 運														
文課 106.49	F10日つ1口		承認											
	F10月21日	関係謀長会議 	73 12/01											
	F10月21日	関係謀長会譲	מוקי בי											
	F10月21日	対除謀長宏譲	7,710											
	F10月21日	関係謀反会議	7,7100											
	F10月21日	対係議長会議	73 4000											
	F10月21日	対係議 支 会 議	73 \square											

庁議におけるこれまでの議論

- 【公立保育園等の給食費の対応の方向性について】 ○(政策課長)学校給食費の改定に関する会議等において、公立保育所等の給食費の改定について確認し必要 ないとの回答だったが、このタイミングで改定が必要になったということか。
- →(保育課長)現在徴収している給食費と24.5円の差額が生じているため、学校給食費と合わせて改定した いと考えている。教育委員会と調整した段階では、不足分について市費で対応し単価を上げないものと認識し ていたが、その後、学校給食費を改定するとのことであったため、近隣市における状況や直近の実費を確認し 精査したものである。
- →(政策課長)学校給食費と合わせ令和7年9月からの改定を想定しているが、公立保育所等は学期の区切り がなく、時期を合わせる必要はないのではないか。
- →(保育課長)陽光園等も同様の課題を抱えている中では、年度当初に公立保育所等が給食費を値上げし、再 度、年度途中に小・中学校も値上げするのではなく、市の施策として時期を合わせた方がよいと判断したもの である。
- →(政策課長)改定前の4月から9月までの差額分については予算化するのか。
- →(保育課長)一般財源で補填したいと考えている。
- →(政策課長)今年度においても不足が発生しているとの説明だったが、その部分の対応について伺う。
- →(こども・若者政策課長)1,400万円ほどの不足額が見込まれるが、物価高騰による影響を見込み、当初予 算にて計上している。
- →(財政課長)改定をせずに、毎年度、一般財源を充当するという前提で事案担当課が積算していたものと考え
- ○(財政課長)説明資料8ページの「国の子ども子育て支援新制度」について、給食費は1,000円を維持すると いう理解でよいか。また、副食の差額分はどうなるのか。
- →(保育課長)主食については、そのとおりである。副食については、該当する世帯の差額分は免除となり、国 から自治体へ補助される。

【政令指定都市の状況について】

- →(財政課長)説明資料9ページの「改定について検討中11市」について確認したい。
- →(保育課長)仙台、さいたま、静岡、名古屋、京都、大阪、札幌、新潟、浜松、岡山、本市である。
- →(財政課長)大阪市は、既に給食費を無償化しているのではないか。

調整会議の

主な議論

→(保育課長)政令市において公立保育所等の給食費を無償化しているところはないものと承知している。

→(財政課長)公立保育所等においては、国の考え方として第3子以降の負担軽減がなされているため、学校給食費の改定と合わせて行うのであれば、学校給食費も同様に第3子以降の負担軽減を行うという考え方もあ

(10/28)

【公立保育所等の給食費の改定時期について】

- 〇(総務法制課長)現在学校給食費の改定は、子育て支援の施策と合わせて上部会議に諮ることとなっている が、こども・若者未来局と教育委員会との検討状況について伺う。
- →(こども・若者政策課)(仮称)相模原市子育て応援条例に基づく施策の中に、学校給食費の改定に対する支 援も合わせて検討することとなっており、現在、次回の庁議に向けて調整しているところである。
- →(総務法制課長)その部分が決まっていない中では、小・中学校と改定時期を合わせることは難しいのではな いか。前回、公立保育所等の給食費を改定した時期について伺う。
- →(保育課長)令和元年度に保育料の無償化に合わせ実施している。
- →(総務法制課長)保育料に給食費が含まれているのか。
- →(保育課長)それまでは3~5歳児の主食費を実費徴収していた。
- →(総務法制課長)保育料の無償化にあたり給食費のみが残ったということか。
- →(保育課長)0歳から2歳の給食費は保育料に含まれており、3歳児以降は保育料とは別に給食費を徴取して いる。
- →(総務法制課長)令和元年度の改定は、無償化とは関連せずに行われたものか。
- →(保育課長)主食は月3,000円、副食は月4,500円と、国において目安及び公定価格が示され改定したも のである。
- →(総務法制課長)制度改正によるものと理解した。前回の改定の際、今回と同様に庁議に諮り議会へ情報提 供していたのか。
- →(保育課長)確認させていただく。
- →(政策課長)今回改定を行うにあたり、議会への資料提供は、部会説明ではなく資料の投げ込みとなるのか。
- →(保育課長)総務法制課と調整させていただきたい。どちらにしても丁寧な説明をしていきたいと考える。
- →(財政課長)学校給食費の改定と時期を合わせない場合、議会への説明はどうなるのか。
- →(総務法制課長)前回の改定時と同様の対応になると考える。
- ○(財政課長)令和6年度に改定する考えはなかったのか。
- →(保育課長)副食の公定価格240円が示されたのが3月末であった。それまでは235円であった。
- →(財政課長)令和6年度の経緯については整理していただきたい。

【公立保育園等の給食費の改定の基本的な考え方について】 〇(政策課長)今回の公立保育園等における改定については、学校給食費と異なり、国のスキームに沿った取組 ということでよいか。 →(保育課長)そのとおりである。 →(政策課長)国に準拠した取組であれば、改定の考え方や時期について改めて検討いただきたい。 【公立保育所等の給食費の改定額について】 〇(財政課長)改定額について、50円の主食代は維持するということだが、学校給食費の改定の理由として、 主食の価格が上昇していると聞いている。 →(保育課長)主食については月1,000円で賄えている。政令市でも11市は副食の値上げを検討しており、主 つづき 食は据え置く予定である。年度にもよるがパン等もあるため、実質は1,000円を若干下回っている。 調整会議の 主な議論 【その他】 〇(経営監理課長)子育て施策全体を見た時に、本事案に対する支援策をこども・若者未来局で検討しているの (10/28)→(こども・若者政策課長)現時点では、検討していない。 <<継続審議とする。>>

【審議事項について】

- 〇(政策課長)審議の前提として、支援策は物価高騰に伴う一過性のものなのか。それとも、要綱改正に基づく恒久的なものなのか。議論の姿勢が異なるため、先ずは確認させていただきたい。
- →(こども・若者政策課長)物価高騰に伴う支援であり、現時点では、令和7年度についての対応である。
- →(政策課長)給食費の改定は国に準拠した取組であり、改定に係る審議事項は時期という認識でよいか。
- →(こども・若者政策課長)そのとおりである。前回では、改定時期を9月で提案させていただいたが、審議結果 を踏まえ局内で調整した結果、4月とした。なお、改定額については、前回と変更はなく、考え方を整理させて いただいた。

【地方創生臨時交付金等の国庫補助について】

- ○(財政課長)物価高騰対策による交付金が措置されなければ実施しないのか。
- →(政策課長)令和7年度は実施する方向で進める。
- →(総務法制課長)市費であれば令和8年度についてもという議論になるが、経営監理課長の意見でもある半額という考え方もある。

【財政支援について】

- 〇(財政課長)学校と保育所等で支援の姿勢が異なるように感じる。基本的な考え方として、物価高騰により給食費が上がり、それに対する支援策と理解している。国から交付金が措置されれば財源更正するということだが、措置されなかった際は市費を投入することになる。つまり、市がその部分を負担するという意思表示となり、令和7年度のみということにできないのではないか。交付金が措置されるから取り組むものではなく、市費を投入する姿勢を示すのであれば、支援の期間を限定的にするものではないと考える。
- →(保育課総括副主幹)令和8年度以降については、毎年度、改定の検討を行うこととしているため、その時の 状況に合わせ、延長の有無を判断すべきと考えている。
- 〇(財政課長)保育料の無償化に伴い、給食費の実費徴収が明確に示された中で、市費を投入することについて、国の姿勢と異なる部分が生じるのではないか。また、支援を実施している自治体はあるのか。
- →(保育課総括副主幹)国は、原則、実費弁償という考え方を示しているが、本市は現在、不足する分について は市費を投入しており、他政令指定都市でも同様の対応を行っている。なお、道志村などは給食費を無償化し ている。
- ○(経営監理課長)財政支援について、実質賃金のみで判断するのか。

→(保育課総括副主幹)実質賃金以外にも、国の公定価格、実際にかかる食材料費などを総合的に勘案して、判断していきたいと考える。

- 〇(総務法制課長)財政支援について、実質賃金を根拠としているが、市費を投入する理由があまり感じられない。また、私立の所要額が大きいが、保育所等で私立を支援するのであれば、学校にも波及する懸念がある。
- →(こども・若者政策課長)保育所は本来、市が担うべきものであるが、実際は民間へ委託している状況であ
- る。保育所等へ通う子ども達の平等性・公平性を図らなければならず、共に支援が必要であると考える。
- |→(財政課長)公立に入所できず、私立に行かざるを得ない人達がいるからということではないのか。
- →(こども・若者政策課長)そのような方々もいるが大多数ではない。保護者の勤務地等によっても変わるが、 希望する園に申し込んでいる。
- 〇(政策課長)財政支援について、例えば、児童扶養手当を上げるなど、国が様々な施策を打ち出すのであれば、その内容を踏まえ、基礎自治体として判断していく考えもある。そのため、実質賃金だけではなく、教育委員会を参考に表現を見直していただきたい。今のままでは、実質賃金のみで判断していると捉えられる。 〇(財政課長)支援を実施する場合は、要綱にその内容を追記するのか。
- →(保育課総括副主幹)そのとおりである。改定と共に時限措置を追記する。
- ○(経営監理課長)前回の調整会議において「増額に対する支援の考え方について、現時点はない」との回答であり、国に準拠するものであるからと理解していたが、市が支援するのであれば論拠をしっかりと整理していただく必要があると考える。
- 〇(経営監理課長)現在審議している多子世帯や小学校1年生の負担軽減について、どちらの施策が市としてインパクトを持って継続的に支援していくべきなのか、本当に必要なものなのか。給食費を増額することを市民に理解してもらう必要もあると考える。例えば、支援の検討にあたり半額を負担するなどの議論はなかったのか。
- →(保育課総括副主幹)そのような議論が必要であることは認識している。
- → (経営監理課長)国に準拠した取組の中でそれを超えて支援することは、今までの理屈を否定するものではないという認識でよいか。
- →(こども・若者政策課長)今回の支援策は物価高騰に伴うものであり、学校が支援を考えているのであれば、同じ子どもを持つ保護者という視点で、市の考えを統一した。

【その他】

- ○(財政課長)今回の支援策は、「(仮称)相模原市子育て応援条例」に紐づく事業とするのか。
- →(こども・若者政策課長)保育所等の給食費の負担軽減は、子育て応援として、子育て施策全体のパッケージ に位置付けるものである。
- <<原案のとおり上部会議に付議する。

ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。>>

調整会議の

主な議論

(11/8)

物価高騰に伴う公立保育所・ 認定こども園の給食費の改定及び 子育て世帯への経済的支援について

こども・若者未来局 保 育 課

目次

- 公立保育所等の給食の概要
- 給食の提供数
- 公立保育所等の給食費の考え方
- ・ 物価高騰の影響
- 公立保育所等の給食費の対応の方向性
- ・ 支出を抑える工夫
- 政令指定都市の状況
- ・・近隣市の状況
- 公立保育所等の給食費の改定の基本的な考え方
- ・・前回の改定内容
- 公立保育所等の給食費の改定時期
- 徴収額の検討基準
- 公立保育所等の給食費の改定額
- ・ 保護者負担への配慮
- 私立保育所等に対する財政支援

令和7年度の公立保育 所・認定こども園の給食 費について原価の物価 高騰に伴う改定の要否

物価高騰の影響緩和を 目的とする子育て世帯 の経済的支援の要否

公立保育所等の給食の概要

- それぞれの園の調理室で調理
- 献立は、24園すべてで統一した内容となって おり、管理栄養士で決定
- 食材については、地域の業者から新鮮なもの、 旬なものを納入
- 素材の味を生かした薄味を基本にしており、 みそ汁やすまし汁は、かつお節からだし取り
- 栄養量は、3~5歳児は、エネルギー約550 kcal、たんぱく質約23gを、1・2歳児 は、エネルギー約410kcal、たんぱく質 約17gを目安

給食の提供数

【公立保育所等に在園する児童】 24園 2,073人(令和6年4月1日時点)

【開所日】

月曜日から土曜日まで(年末年始と祝日除く)

【令和5年度実績】

開所日数 294日

給食提供数 延べ655,640食

(園児513, 480食+職員139, 920食+一時保育2, 240食)

公立保育所等の給食費の考え方

公立保育所等の給食に係る費用のうち、

食材費

➡保護者の実費負担

その他、調理員の人件費や光熱水費

- ➡市で負担
- 実費額の徴収方法としては、
 - 3~5歳児は給食費1食270円※を実費徴収
 - O~2歳児は給食費を含んだ<u>保育料として徴収</u>

※1食270円は、公立園の金額であり、私立保育所等は各施設で給食費の金額を設定

物価高騰の影響

- ロシア・ウクライナ情勢などを背景とする物価 高騰は、公立保育所等の給食食材にも影響が出て おり、価格が上昇
- ・ 市では、栄養価を維持した献立にしつつ 登園人数に合わせて発注数量を変更するなど 支出を抑える工夫に取り組んでいるが、 なお、<u>不足する分については、</u> <u>保護者に負担を求めず市が負担している。</u>
- 令和5年9月~6年8月の賄材料費は 1食294.5円

公立保育所等の給食費の対応の方向性

- 現在、保護者からの実費負担である給食費はおおむね月額5,400円
 1食当たりの給食単価=270円(A)
- 一方で、物価高騰により実際に食材購入にかかる 直近の費用=1食当たり294.5円(B)
- 現在の実費負担額(A)と物価高騰に伴う実際の食材購入費(B)の乖離により、令和6年度予算ベースで約1,400万円の一般財源の投入が見込まれる。

公立保育所等の給食費の対応の方向性

- ・ 市では、栄養価を維持した献立にしつつ、物価高騰に対して 支出を抑える工夫に取り組んでいるが、今後も物価高騰が続く状況が想定されることを踏まえると、1食270円(主食 費50円、副食費220円)の実費徴収額では、給食の「質」を維 持することが困難である。 国においても、物価高騰の影響を 踏まえ、令和6年3月、こども家庭庁が国給付費の基準となる公定価格の単価改定を行った。(副食費235円→240円)
- ・ こうした状況の中、子どもの健やかな成長、健康の維持に必要不可欠である給食の「質」を維持すべく、公立保育所等の 給食費を改定したい。
 - ⇒現行の実費徴収額で現在の献立を継続する場合約1,400万円必要
- 国の子ども・子育て支援新制度に基づく給付により、 3~5歳児の内、年収360万円未満相当世帯の子どもと、 すべての世帯の第3子以降の子どもについては、 給食費を維持(50円。公立保育所等に通園している 子どもの12%に相当)

支出を抑える工夫

- 登園人数に合わせて発注・調理する数量を調整
- 牛肉よりも価格の安い豚肉や鶏肉を使用
- 価格が安く栄養価が高い部位を一部の献立で 取り入れ
- ・ 野菜は旬で比較的安いものを選定
- 単価の高い野菜を1品で出すのではなく、 単価の安い野菜と組み合わせ
- 乾物や調味料など保存期間の長い食材は、 可能な範囲でまとめて購入

政令指定都市の状況

市	主食費	副食費	合計	
千葉	1,000	5,160	6,160	
横浜	1,200	4,500	5,700	
京都	1,100	4,500	5,600	*
大阪	1,100	4,500	5,600	*
神戸	1,100	4,500	5,600	
仙台	1,000	4,500	5,500	*
さいたま	1,000	4,500	5,500	*
川崎	1,000	4,500	5,500	
相模原	1,000	4,400	5,400	*
堺	800	4,500	5,300	
名古屋	670	4,500	5,170	*
静岡	610	4,500	5,110	*
平均	965	4,547	5,512	

※主食は弁当持参の市

市	副食費	
新潟	4,700	*
岡山	4,700	*
札幌	4,500	*
浜松	4,500	*
広島	4,500	
北九州	4,500	
福岡	4,500	
熊本	4,500	
平均	4,550	

改定について、検討中11市★、 予定なし9市

近隣市の状況

市	主食	副食	合計	
町田	6,0	000	6,000	
横須賀	1,500	4,500	6,000	*
大和	1,000	4,500	5,500	
海老名	1,000	4,500	5,500	

※主食は弁当持参の市

市	副食
八王子	4,500
厚木	4,500
座間	4,500

改定について、検討中1市★、予定なし6市

公立保育所等の給食費の改定の基本的な考え方

今後、適正な給食費を定めるため、公立保育所等 の給食費の改定に係る基本的な考え方を検討 検討の方向性



- 改定の条件を設定し、公定価格を参考にしつつ、 実績単価が、現行の公立保育所等の給食費と比較 して一定の過不足が見込まれるとき、公立保育所 等の給食費を改定
- 検討 判断時期
 - 原則として、毎年度検討
 - ・改正の判断は、最新の実績単価の確認ができる 改定の前年度の10月ごろを目途

前回の改定内容

令和元年10月、幼児教育・保育の無償化公立保育所3-5歳児の給食費の新規徴収

- 保育所の副食費は、従来は保育料に含まれていた。
- 主食は1,000円を徴収

無償化後

- 無償化は、給食費は対象外のため、新たに徴収
- 設定額 主食費 1,000円 (月額:従前通り)

副食費 4,400円

⇒1食あたり270円 (従前の相模湖こども園1号と同額)

ただし、副食費については低所得世帯(生活保護、年収360万円未満相当)及び第3子以降は免除とする。

(今回の改定)公立保育所等の給食費の改定時期

【公立保育所等の給食費の改定時期】

4月に改定(施行)

【想定スケジュール】

令和6年10月~ 庁内調整、庁議

12月~ 議会への資料提供、会派説明等、

要綱改正、保護者への周知

7年 4月~ 公立保育所等の給食費改定

<参考>前回改定時の対応の流れ

平成31年 3・4月 庁内調整、庁議

(令和元年) 6月 会派説明

9月 要綱改正、保護者への周知

10月~ 公立保育所等の給食費改定

(今回の改定)徴収額の検討基準

- 実績単価が、要綱で定める現行の1食当たりの 公立保育所等の給食費(=「現行単価」)と比較して、5円の差額が生じているとき、 改定を検討
- 新単価は、5円単位とし、端数切り捨て
- 実績単価一現行単価=±5円→改定検討、新単価決定
- 新月額=新単価×20日

(今回の改定)公立保育所等の給食費の改定額

前述の改定の考え方に基づき、今回の改定額を決定

```
本年度公定価格(副食費)=240円
```

- ※前年度 = 235円
- ※令和元年10月~=225円

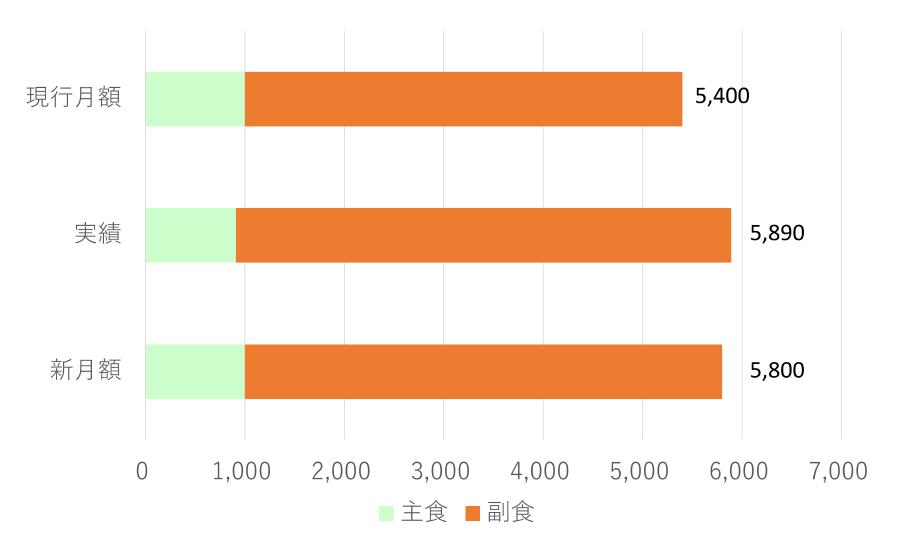
前年度の1食当たりの食材費=294.5円 現行の1食当たりの単価=270円

⇒24.5円(5円以上)の差

(今回の改定)公立保育所等の給食費の改定額

<新月額> 290円×20日=<u>5,800円</u>

(今回の改定)公立保育所等の給食費の改定額



保護者負担への配慮

給食費を改定するが、その上で、令和4・5年の 2年間の実質賃金が3.5%下落していることに加え、 本年度も下落基調にあることを踏まえると、 今和7年度については徴収額を維持できるよう増額分を 市費負担とする。

⇒公立1,400万円、私立7,600万円 詳細P21

また、令和8年度以降の取り扱いについては、 実質賃金、物価の変動状況や、国の動向などを 注視しつつ、判断していくものとする。

私立保育所等に対する財政支援

公立園の対応

→ (物価高騰に対して賃金の上昇が追い付いていない状況を踏まえ)

(微収金額を据え置き) 給食費の改定に伴う経済的負担の抑止

私立保育所等の状況は?

→ (個々の状況に応じて各園が給食費の改定を実施)

保護者への価格転嫁が行われている。



公立園と私立保育所等で保護者負担の取り扱いについて公平性を欠く状態となる



私立保育所等に対して公立園と同じ基準額での 財政支援を実施し保護者負担の軽減を図る

児童福祉法第24条第1項第1号

市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。)において保育しなければならない。

私立保育所等に対する財政支援

こうした動きは、 学校給食における給食費の取り扱いや 子育て応援条例の制定を機に 経済対策を実施しようとしている動きとも整合する。 経済的支援は公立、私立の違いがないことから、 私立保育所等についても公立と同じように 一食当たり20円の財政支援としたい。

私立を含めた所要額 9,000万円

	所要額	対象人数
公立	1, 400万円	2, 000人
私立	7,600万円	18, 000人

事 案 調 書(決 定 会 議)

審議日 令和6 年 11 月 14 日 本市の子育て応援のための令和7年度新規事業について 案件名 ①(仮称)相模原市子育て応援条例の制定に伴う令和7年度新規事業について ②学校給食費に係る子育て世帯に対する負担軽減について 局 こども・若者未来 部 こども・若者政策 課 担当者 所 内線 区 局 部 管 教育 学校給食 課担当者 内線 所 区

事案概要

本市の子育て応援のための令和7年度新規事業について諮るもの。

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論

本市の子育て応援のための令和7年度新規事業の実施

審議結果(政策課記入)

○原案を一部修正し、上部会議に付議する。 ただし、予算対応とする。

	事業効果	・子育て世代が子育てに対する喜びをより実感することができる。 ・結婚、子育てを希望する市民の希望がかなえられ、少子化対策につながる。 ・市を挙げて子育て世代を応援する機運を高めることでシビックプライドの向上につながる。									
尹未刈木	効果測定指標	子育てをしていることを社会 割合	会に温かく見守られていると	感じる市民の	施策番号	1.7	2				
総合計画との関連		R6	R7	F	R8	R9	R10	R11			
	事業効果 年度目標	16%	26%	3	6%	46%	56%	67%			

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工 〇事業スケジュール R5 R6 R7 R8 R9 庁内調整 庁議 条例施行(4月) 予 周知及び関連 算要 事業の実施 求 実施 内容

項目	補助率/																<u>千円)</u>
	相助华/	充当率		R6			R7			R8		R9	R	10	R11		R12
業費(費)	_	1	,995			839,34	18		0		0		0	0		0
うち任意分		_															
国、県支出	金						166,02	24									
地方債																	
その他																	
一般財源			1	,995	,		673,32	24		0		0		0	0		0
うち任意分																	
出する財源※	(2																
设財源拠出見 2	額		1	,995)		673,32	24		0		0		0	0		0
川償還金(交付和	兇措置分を	除く)															
 税源涵養																	
		当たり	ーーーー J、新た ⁱ	な人員	配置	を求	める場合	 のみi								(—— 人工)
項目				R6			R7			R8		R9	R	10	R11		R12
施に係る人	I A						2			2							
]で捻出する人]	Ľ ※ B																
必要な人工	C=A	\-Β					2			2		0		0	0		0
カで捻出する	人工概要		多くの新規事業をかかえており、局内捻出が困難														
	1 505	hit	2 %##			1320	4 Rodense	5	©	6	Ā	7 = 3	E	8	B EARLY M		9 *************************************
SDGs	С)			С)											
<u>!</u> ゴールに〇			11 ::::: All		10000		13 :::::	1		0.00			24	1	7 &		
															0		
3程等	条例等の	調整	条例	制定あ	59 3	会提	案時期	令和	7年3	Ħ	定例会	≩議	服道~	への 情	報提信	共 道	資料提
整事項 『	パブリックコ	メント	あ	54)	B	寺期	令和	6年1	2月	議会	きへの情	報提		部名	<u> </u>	令和(6年12
						事前	前調整、核	討経道	過等								
調整部局	名等								調整	为容·	結果						
ŧ			審議内	容に	つい	て説	明済										
 :制課			審議内容について説明済														
務室			審議内容について説明済														
援・雇用対	策課		関連する内容について説明済														
長会議			令和6年	年10月	1日.	、7日	 実施。資 	料を修	正し、調	整会	議に付	議する		なった	- -		
青考	(仮称)子育	て応援	長条例の#	制定につ	ついて	は、別	途庁議に	咨ってい	る。								
	うち県市の財任財出で対対では、 一般ないでは、 一のないでは、	うち任意分 国、県支出金 地方債 その他 一般財源 うち任意分 出する財源(大変) 関遺還金(交付税措置分を) 設出する財源(概要) 一般財源(大変) 説出する財源(大変) 事業の税(以事業実施にごいな) がで捻出する人工 A かで捻出する人工 M かで捻出する人工 概要 が変な人工 C=A がで捻出する人工概要 がで捻出する人工概要 がで捻出する人工概要 がで捻出する人工がで捻出する人工概要 がで捻出する人工で捻出する人工概要 がで捻出する人工で捻出する人工概要 がで捻出する人工で捻出する人工概要 がで捻出する人工で捻出する人工概要 がで捻出する人工で捻出する人工概要 がで捻出する人工概要 がで捻出する人工概要 がで捻出する人工概要 がで捻出する人工概要 がで捻出する人工概要 がで捻出する人工概要 がで捻出する人工概要 がで捻出する人工概要 がで捻出する人工概要 がで捻出する人工概要 がで捻出する人工概要 を変なというで捻出する人工概要 を変なというで捻出する人工概要 を変なというで捻出する人工概要 を変なというで捻出する人工概要 を変なというで捻出する人工概要 を変なというで捻出する人工概要 を変なというで捻出する人工概要 を変なというで捻出する人工概要 を変なというで捻出する人工概要 を変なというで捻出する人工概要 を変なというで捻出する人工概要 を変なというで捻出する人工概要 を変なというで捻出する人工概要 を変なというで捻出する人工概要 を変なというで捻出する人工概要 を変なというで捻出する人工概要 を変なというで捻出する人工概要 を変なというで捻いる。 に、「なった。」 (仮称) 子育	うち任意分	うち任意分	35任意分 国、県支出金 地方債 その他 一般財源 1,995 日本 1,99	35任意分 国、県支出金 地方債 その他 一般財源 1,995	1,995	166,02 166,02	166,024 166,024 166,024 166,024 166,024 1,995 673,324 1,995	国、県支出金 166,024 地方債 その他 1,995 673,324 156日総分 15日総分 1,995 673,324 1730財源※2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	166,024 166,024 166,024 166,024 166,024 17,995 17,	166,024 16	1,995 1,995 673,324 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1,995 1,995 673,324 0 0 0 0 0 0 0 0 0	166,024 16	166,024 166,024 166,024 166,024 17,000 1,995 673,324 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	3-5年意分 166,024 166,024 地方債 その他

庁議におけるこれまでの議論

【(仮称)入学応援事業について】

〇(財政課長)(仮称)入学応援事業について、事業費は扶助費になると考えるが、障害者支援や下水道使用料の減免など、扶助費の見直しを行ってきた中で、単に経済的負担の軽減という視点だけでは、議論が生じると考える。実施するのであれば、人口増加や転入超過にも焦点を置き、市として取り組まなければならない事業として整理し、根拠を示していくことが必要である。また、KPIである「0~15歳の転入超過数」については、現在から令和12年度の6年間に43人の増加と定めているが、6年間で約30億円の一般財源を支出することに、費用対効果があるのか。さらに、毎年度、約5億円の一般財源を支出することとなるが、小学校・中学校・高校の入学時全てに対して給付することが望ましいのか。優先順位をつけ給付対象者を絞るという考え方もあるのではないか。もし、優先順位をつけるのであれば、どのようになるのか伺う。

→(こども・若者政策課長)優先順位をつけた場合、高校の入学時に費用が一番かかるため高校入学時と考える。ただし、小学校・中学校と継続的に支援していくことが、考えている目的に合致しているため、例えば、予算全体の金額を減らし優先順位をつけるのであれば、局として他の考え方もできるのではないかと考える。

→(財政課長)小学校入学時に転入してくれば、そのまま地域に住み続けるイメージがある。そのため、小学校入学時の支援は、転入超過数の増加に効果があるのではないかと捉える。しかし、扶助費見直しとのバランスや、経済的負担の軽減という理由だけでは厳しいと考える。給付月を12月としているが、入学前に転出する世帯もあると考えられる。どのような対応を考えているのか。
→(ニどま・芝孝政等課長)準備期間を考慮して給付日を12月とした。入学前の転出者に対する対

→(こども・若者政策課長)準備期間を考慮して給付月を12月とした。入学前の転出者に対する対応については現時点では検討していない。

応については現時点では検討していない。 →(財政課長)年度末の転出入については、各世帯、年明け頃に分かっている状況だと考える。も し、12月に給付するのであれば、給付後の転出者がそれなりに発生するのではないか。

→(こども・若者政策課長)給付後の転出者は、どの時点を切り取っても生じるものと考える。基準日時点で市内に住民票がある世帯を給付対象者とする想定でいる。

→(財政課長)保護者の一時的な負担はあるが、例えば、入学後に給付する手法も考えられるのでは

調整会議の

主な議論

ì

ないか。 →(こども・若者政策課長)ご意見として承る。

→(こども・若者政策課長)ご意見として承る。 ○(経営監理課長)給付額3万円の根拠について伺う。

①(仮称)相模原
→(こども・若者政策課長)小学校入学時、平均12万円の費用がかかるため、4分の1程度の支援を
市子育て応援条
行いたいと考え設定した。
例の制定に伴う
→ (終党監理課長)地域終済への循環をどのように考えているのか、また、現金よりギフトカードが

<mark>例の制定に作う</mark> →(経営監理課長)地域経済への循環をどのように考えているのか。また、現金よりギフトカードが <mark>全部7年度新規</mark> 望ましい理由について伺う。

→(こども・若者政策課長)現金給付は本施策の目的外となるようなタンス預金になる可能性がある。また、検討しているギフトカードは、市内で使用できる店舗もそれなりにあると捉えており、市内で使用できることも合わせてPRしていく必要があると考える。

→(経営監理課長)現金給付の方が事務経費を圧縮できるのではないか。

→(子育て給付課長)システム改修や確認作業などの事務経費が発生するため、必ずしも圧縮されるとは限らない。

→(経営監理課長)ギフトカードのメリットをしっかりと打ち出していただきたい。

○(総務法制課長)マーケティング的な手法を取り入れるとの説明があったが、具体的な内容について伺う。

|→(こども・若者政策課長)いくつかのギフトカードを検討している中で、アンケートに答えないと使 |用できないなど、何かしらの手順を加える仕組みがある。実施した際は、アンケート結果等を分析 |し、今後の事業展開に活かしていく。

〇(シティプロモーション戦略課長)KPIである「子育てをしていることを社会に温かく見守られると感じる市民の割合」を令和9年度までに30%上昇させるということだが、ハードルが高いように見受けられる。達成できる見込みがあるということでよいか。

受けられる。達成できる見込みがあるということでよいか。 →(こども・若者政策課長)次期子ども応援プランにも掲載する指標であり、本事業のみならず様々な施策を講じることで、こども・若者未来局としては上昇させていきたい。

→(シティプロモーション戦略課長)財政課長から発言があったように、高校入学時の転出はあまりなく、小学校入学時に住む場所を決める方が多いと思われる。給付対象者を3区分に分けるのではなく、小学校入学時に特化させるべきではないかと考える。給付方法のギフトカードを電子マネーにするといった議論はなかったのか。

→(子育て給付課長)電子マネーにもアンケート機能を有しているものもあり、検討の俎上には上がっている。実施にあたっては、プロポーザル方式を考えており、最低限の業務も含め対応できる事業者を選定していきたい。

→(シティプロモーション戦略課長)ギフトカードと電子マネーを比べてのプロポーザル方式は難しいため、どちらかに決めて実施すべきと考える。

→(総務法制課長)電子マネーも検討に含めているのであれば、説明資料に追記いただきたい。 ○(政策課長)転出の対応について、過去に実施した「地域振興券」のように市内でしか使用できな い仕組みを検討できないのか。それであれば、地域経済に貢献できると考える。

→(子育て給与課長)新たな事務経費が発生する可能性がある。

→(政策課長)地域経済を循環させるための手法として、検討の中から外さないでいただきたい。

(こども・若者政 策課)

事業について

(10/10)

【(仮)子育て家庭食育・食材支援事業について】

- 〇(財政課長)(仮)子育て家庭食育・食材支援事業について、身体的負担・精神的負担の軽減を目的 とした事業であるが、食材等を提供することが負担の軽減につながるのか。また、KPIである「朝食 の摂取率」にもつながるのか。事業の必要性を感じられない。
- →(こども・若者政策課長)食材を支援するとともに保育園で作っているような給食メニューを添付 することで、アンケート結果にもある「献立を考えることの負担」など、保護者の精神的負担の軽減 につながるアプローチをしていきたいと考える。
- →(財政課長)身体的負担の軽減につながる取組は何か。
- →(こども・若者政策課長)食事を作ること自体が身体的負担となっているため、ミールキットの配 布も選択肢の1つとする。 →(財政課長)食材は年に何回配布するのか。
- →(こども家庭課長)生後4か月頃に受付を開始し、食材自体は4か月、7か月頃、9か月頃、1歳頃に 配布する。
- →(財政課長)それぞれに対し1回配布するだけで、身体的・精神的負担の軽減につながるのか。
- →(こども・若者政策課長)その時だけになるかもしれないが、相談できる窓口があることも知って もらう副次的効果もある。
- →(財政課長)それは精神的負担の軽減であり、必ずしも身体的負担の軽減につながるものではな いと考える。
- →(こども・若者政策課長)身体的負担の軽減につながるものとは言い難いという意見としては理解 した。
- ○(経営監理課長)子育て世帯へのアンケートを9月に実施しているが、設問・回答が誘導している ように感じる。例えば「(3)子どもの「食」に関する支援の希望」については、「宅配サービスが無料で 利用できる」との項目があれば、多くはこの項目を選択し、ニーズがあると判断することとなる。こ の事業が、子育て世帯の応援に継続的につながっていくのか。どのような背景を踏まえて事業の立 案に至ったのか不透明である。事業のイメージが先にあり、後付けでアンケートを実施したように捉 えられないか不安がある。また、食の安全について、どのように担保していくのか。 →(こども家庭課長)アレルギーなどもあることから、食材を選択できる仕組みを検討している。

つづき

調整会議の

主な議論

①(仮称)相模原 市子育て応援条 例の制定に伴う 令和7年度新規 事業について

(こども・若者政 策課)

(10/10)

- ○(総務法制課長)財政課長からも発言があったように、食材配布が身体的負担の軽減につながる のか疑問がある。2歳から4歳未満への食材は、米・野菜・肉を配布するイメージか。
- →(こども家庭課長)2歳~4歳未満は偏食も進むため、バランスを重視したメニューを準備する必 要があると考える。
- →(総務法制課長)離乳食期への配布は食育のきっかけ作りとなるが、幼児食期については、見直せ る余地があるのではないかと考える。
- ○(人事・給与課総括副主幹)「野菜収穫体験」については、幼稚園や保育所の取組と重なる部分が |あるため、必要性に疑問がある。
- 〇(経営監理課長)規模を縮小しモデル事業として実施することは検討されたか。
- →(こども・若者政策課長)検討していない。
- ○(政策課長)説明資料6ページの下段の表について、満年齢であれば年長は「6歳」になるとため、 |再度確認いただきたい。
- ○(政策課長)1回に何食分を配布するのか。
- →(こども家庭課長)3日分を想定している。
- →(政策課長)3日分では、KPIである「朝食の摂取率」につながらないと考える。また、2歳~4歳未 満であれば食事に対する個人差も出てくるため、行政が画一的に進めていくべきなのか疑問があ る。「野菜収穫体験」については、教育委員会でも野菜の栽培など類似する事業を実施しているが、 教育委員会と調整しているのか。
- →(こども・若者政策課長)教育委員会とは調整していない。
- →(政策課長)実施にあたり、議論をもう少し重ねる必要があると考える。

【学生・20代30代社会人向けライフデザインセミナーについて】

- ○(財政課長)学生・20代30代社会人向けライフデザインセミナーについて、関係課長打合せ会議 の際に「思春期事業」との統合を提案させていただいたが、結論について伺う。
- →(こども・若者政策課長)「思春期事業」については、将来を見据えた性に関する意思決定の力を高 めるための講座となっており、対象者や目的が異なることから、局として統合は難しいと判断した。 ○(政策課長)KPIについて、初年度の目標値を70%としているが、基準値として何か比較できる 数値はないのか。
- →(青少年学習センター所長)比較可能な目標数値がないか確認する。

【くるみん認定について】

- ○(総務法制課長)くるみん認定取得に向けた取組について、会議体の構成員は労働局や商工会議 所等を想定しているのか。
- →(こども・若者政策課担当課長)そのとおりである。
- →(総務法制課長)市内経済団体に登録していない企業へのアプローチはどのように考えているのか。
- →(こども・若者政策課担当課長)例えば、改革宣言をし、市長が力を入れて取り組む姿勢を打ち出す。また、カウンターパートとして商工会議所を考えており、実際の取組では、登録団体に限らず、あらゆる企業に対して働きかけを行っていく。
- →(総務法制課長)くるみん認定取得企業数としての目標値は設定しているのか。
- →(こども・若者政策課担当課長)取組の内容は環境経済局と調整中である。
- →(総務法制課長)現在市内の取得企業数は0件のため、力を入れるべき事業だと考える。
- 〇(政策課長)くるみん認定について、会議開催後の支援がわかるよう、環境経済局から資料提供を 受け参考として添付いただきたい。

【全体について】

〇(経営監理課長)今回の審議事項は条例に基づく提案であるが、条例と事業の紐づけが分かりづらい。独自の婚活イベントやライフデザインセミナーについては理解できるが、現に子育てしている世帯へ多額の予算を投じる必要があるのか。国もばら撒きだと批判されながら児童手当を拡充してきた経過はあるが、入学時に経済的な負担が生じることは当然であり、人生設計の中で対応していくことである。条例の制定は重要ではあるが、市が積極的に支援策を講じることがいまだに理解できない。様々な負担が生じることが当然の中で、年間約8億円の支援を継続し続けていくのか。実施した際に市民全員が本当に応援する気持ちを持つのか。また、財政課長から発言があった扶助費について、本課では「相模原市行財政構造改革プラン」に関する市民説明会を行っているが、弱者切り捨てと言った意見をいただいている。意見をいただきつつも、痛みを伴う改革として実現した成果だと捉えている。その上で、ギフトカードの給付や食事支援も含め約8億円の一般財源を投じようとしている。3年後、KPIを達成したからといってやめられるものではないと考える。政策のあり方も含め本当に大丈夫なのか、市民からの厳しい評価に耐えられるものなのか。せっかく条例を制定し気運を高めようとしている中でマイナス要素が生じるのではないか。こども・若者未来局だけで考えることではないが、課題として提起させていただく。

つづき

調整会議の

主な議論

①(仮称)相模原 市子育て応援条 例の制定に伴う 令和7年度新規 事業について

(こども・若者政 策課)

(10/10)

【その他】

- 〇(財政課長)説明資料21ページの参考について、採用しなかったものとして「多子世帯の学校給食費無償化」があるが、今後、給食費の改定が予定されている中で、議論から外してしまうことに疑問がある。給食費の改定だけを切り取ったときに、経済的な負担軽減をしていないように見えてしまう。優先順位が低いまま整理されてしまうと、今後の議論においても低いままになることが危惧される。
- ○(財政課長)令和8年度から新たに取り組む事業はあるのか。
- →(こども・若者政策課長)5歳児健診、放課後の子ども居場所づくり、子どもの遊び場などを検討している。
- |→(財政課長)将来的にパッケージとして含まれるのであれば、現時点で予定しているもので構わな |いので、事業の一覧を参考資料として添付いただきたい。
- 〇(経営監理課長)事業を横並びで見た時、何を決めたのかがわからなくなってきている。全ての事業に予算を充当できるのかも不透明と感じる。今後、上部会議に諮るのであれば、全体が見えるよ |うな形を取っていただきたい。
- →(財政課長)現在取り組んでいる事業も追記するとわかりやすいのではないかと考える。

《原案のとおり上部会議に付議する。ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。》

【全体について】

- ○(市長公室長)新規事業は単年度のみの実施となるのか。
- →(こども・若者政策課長)新規事業のため、7~9年度の3年間実施し、事業効果を踏まえ廃止も含め見直しを図っていく。
- →(市長公室長)新規事業の予算について、個別に査定するのか。それとも上部会議に諮り審議するのか。
- →(財政局長)先ずは、約10億円という事業費の財源をどのように確保していくのかという議論が必要ではないか。新規事業として取り組みたいのであれば、財源の見込みがあることが前提である。推進プログラムに位置付けられるのであれば扱いは別となるが、一件査定であれば、事業費が大きなものから精査せざるを得ない。
- ○(財政局長)新規事業は推進プログラムに位置付けるのか。
- →(政策課長)事業規模が大きいため、結果的に推進プログラムへ位置付けることになると考えるが、推進プログラムの枠では賄いきれない額である。
- →(財政局長)やはり、今までの議論において財源の話がなされていないことが疑問である。事業を 実施することで、子育てに対する市民の機運醸成を高めていく取組自体は否定しないが、例えば、 人口増加など数量的な指標を設けることや、税源涵養に資する等の説明がない中で、単に子どもと いう理由だけで給付することは、扶助費の見直しを実施している本市としての姿勢と食い違ってし まうのではないか。
- →(市長公室長)調整会議の中で、そのような議論はなかったのか。
- →(政策課長)財源の話にまでは至っていないが、推進プログラムの枠では対応が難しいことは、関係課長打合せ会議等でも説明している。
- →(財政局長)「令和7年度予算編成方針」をここで策定したが、約8億円の財源不足が生じる見込みとなっている。仮に事業を実施するにしても、今打ち出している予算編成方針の中から財源を生み出すしかない。

決定会議の

- →(総合政策・地方創生担当部長)(仮称)子育て応援条例を制定する上で、市として新たな事業を打ち出していくという考えでよいか。
- →(こども・若者政策課長)そのとおりである。

→(総合政策・地方創生担当部長)条例を議会へ提案するにあたり、新たな取組が必要なことは理解できる。

(仮称)子育て応 援条例の制定に 伴うR7年度新

主な議論

- 、 →(市長公室長)新規事業の中で、一般財源の額が大きな事業は何か。
- →(こども・若者政策課長)(仮称)入学応援事業と(仮称)子育て家庭食育・食材支援事業である。 →(財政局長)「相模原市行財政構造改革プラン」に関する市民説明会では、重度障害者等福祉手当の廃止について、市民から様々なご意見をいただいている。そのような中で、新たに扶助費による給付を開始するというのはいかがなものかと考える。

(こども・若者政 策課)

- →(市長公室長)国庫補助金等を活用できないのか。
- →(こども・若者政策課長)一般財源のみの事業については活用できる補助金等はなかった。
- →(こども・若者政策課長)今までの議論を通じ、様々な意見があることは承知している。予算の枠を示していただいた中であれば、こども・若者未来局としても内容の変更等を考えていかなければならないと考えている。
- →(こども・若者政策課長)局の姿勢として提案させていただいている。予算に収まらないため再考 |を要するということであれば、財源の目安を示していただきたい。
- →(財政局長)(仮称)入学応援事業について、例えば、事業費を半分や、3分の1にした場合の対象者など、現時点で腹案はあるのか。
- →(こども・若者政策課長)(仮称)入学応援事業については、切れ目ない支援として3回のタイミン グで実施していく考えは変更したくはない。事業費は積算していないが、給付額を減額するなど、い くつかの選択肢はあると考える。
- ○(総合政策・地方創生担当部長)ここまでの事業費は想定していなかった。また、条例の制定に伴う事業だけではなく、少子化対策事業なども含め、市全体としてどのような事業を推進していくか 議論が必要ではないか。
- →(こども・若者政策課長)説明資料19~20ページに市全体としての取組を参考として記載しているが、少子化対策事業なども含め、紐づく事業を整理していく必要があることは認識している。
- |→(財政局長)令和8年度以降に予定している事業の中で、億単位のものはあるのか。
- →(こども・若者政策課長)事業費の積算はできていないが、説明資料22ページに記載している。大規模な事業としては、「児童クラブ運営の民間活力の導入」「全天候型子どもの遊び場の常設化に向けた取組」などがある。
- 〇(総務法制課長)本日欠席の総務局長からは「0~18歳の支援に関して、こども・若者未来局だけではなく、教育委員会も含めた議論が必要だと考える。」との意見があった。
- →(総合政策・地方創生担当部長)調整会議でも給食費無償化に関する話があったため、教育委員会を含め、改めて事業の議論が必要だと考える。
- 〇(市長公室長)今後の対応として、条例に紐づく事業を整理した上で、政策課、こども・若者政策課、教育委員会で位置付けや内容について協議すること。その後は通常どおり、予算要求していただき、1月中旬の市長査定を受けて結論を出すものとする。

規事業について

(10/16)

つづき

【(仮称)入学応援事業について】

〇(財政局長)(仮称)入学応援事業について、教育委員会の就学費援助と内容が変わらないのでは ないか。

決定会議の

→(こども・若者政策課長)就学費援助については所得審査があるが、この事業については制限を設 けていない。

主な議論

→(財政局長)事業内容も就学費援助と変わらない中で、2重に給付するということか。

<mark>(仮称)子育て応</mark>い。 援条例の制定に 伴うR7年度新 規事業について

→(財政局長)条件はありつつも、充足しているものに対して給付する理由は何か。そのようなこと |も含め、事業の整理ができているかがわからない。この事業により「経済的負担が大きい」のパーセ ンテージが下がるとは思えない。

→(こども・若者政策課長)一時的に負担が大きくなる時期を捉えて、子育て世帯を応援していきた

(こども・若者政 策課)

<<継続審議とする。>>

(10/16)

【第3子及び小学校1年生の無償化について】

- ○(総務法制課長)資料中に第3子の無償化の対象者として「23歳未満の扶養する子が3人以上い る世帯の第3子以降の児童」との記載あるが、児童手当に準ずるなら「22歳到達後の最初の3月31 日までが到来する日まで」が正しい表現なので修正されたい。
- ○(経営監理課長)23歳未満の扶養する子に設定した根拠はなにか。
- →(教育総務室長)就労しておらず扶養されている世代を大学生4年生までとし、18歳で制限する ことなく、広く扶養されている世代として23歳未満とした。
- →(経営監理課長)年齢上限を18歳にするのと23歳にするのとで事務量に差は生じるか。
- →(教育総務室長)申請というかたちをとるため、大差はない。
- ○(経営監理課長)多子世帯に対する負担軽減の考え方のなかで、第2子は検討にはあがらなかっ たか。
- →(教育総務室長)局内でも話はあがったが、財政面での課題が大きく断念した。
- →(経営監理課長)具体的にはどの程度の金額がかかるのか。
- →(学校給食課長)約8億円。
- ○(経営監理課長)年齢上限を18歳と23歳とした時の事業費の差はどの程度か。
- →(教育総務室長)市立小学校だと18歳以下の事業費は1.9億円。
- →(経営監理課長)資料の9ページと対比してということか。

調整会議の

主な議論

→(教育総務室長)そのとおり。

○(総務法制課長)2学期から始めることを想定しているのであれば、別案件で庁議にあがっている物価高騰分に係る一部負担軽減策を取り下げ、どちらか一方を選ぶべきではないか。こちらの施策 の方がインパクトもある。 ○(経営監理課長)18歳を上限とした場合の対象人数も表記していただきたい。

学校給食費等に 係る子育で世帯 の負担軽減につ

→(学校給食課)18歳を上限とした場合、現在3400人程度を見込んでいる。

→(政策課長)現在の人数から100人減るだけということか。 →(学校給食課)千葉市が年齢制限を設けずに第3子の無償化に取り組んでおり、その申請率が8.

(学校給食課)

2%と聞いており、大体10%弱前後であると考えられる。 →(政策課長)第1子の年齢上限を変更したとしても、金額に大きな影響はないということか。

→(学校給食課)影響はあまりない。

(11/8)

- →(政策課長)中学生まで引き下げると、影響は大きいか。
- →(学校給食課)金額に大きく影響してくる。
- →(教育総務室長)教育局としては、給食費の改定によるハレーションを抑えるという意味合いが大 きく、その上で第3子や小学校1年生の無償化も併せて行いたいと考えている。
- ○(財政課長)令和7年度の小学校1年生の無償化は2学期から行うのか。
- →(教育総務室長)今のところの想定は2学期からとしている。
- →(政策課長)2学期から開始となる理由が立たないのではないか。
- →(教育総務室長)開始時期については引き続き議論が必要であると考えている。
- →(財政課長)第3子の無償化も2学期からの想定か。
- →(教育総務室長)そのとおりである。
- →(財政課長)物価高騰に伴う支援は1学期からの想定か。
- →(教育総務室長)そのとおりである。
- →(政策課長)給食費の改定と一緒に議論した方がよいか。
- →(学校給食課長)合わせなければならない理由はない。
- →(政策課長)2学期からしか対応できない理由は何か。
- →(学校給食課)小学校1年生の無償化については4月からでも対応可能だが、第3子については申請を受けてから対応することになり、入学後の最初の給食費の引き落としが6月末であることから 4・5月に全ての申請を受けて処理するのは困難。
- →(政策課)償還払いもしないということか。
- →(学校給食課)償還払いも想定はしていない。
- ○(総務法制課長)小学校1年生の無償化の方が、他市での事例がなくインパクトもあり、 公平性もあるので、よいと考える。

いて

〇(政策課長)第3子の無償化は開始時期が2学期になることや、対象となる人数が限定的であることから、来年度以降、少子化対策検討会議の中で議論を行うこととし、小学校1年生の無償化を4月から開始することが望ましい。事業開始のタイミングについては、検討が必要である。

→(学校給食課長)4月から実施できるよう調整する。

→(経営監理課長)小学校1年生の無償化を実施するためには規則に明記するだけで、議会を通さなくても、保護者への周知等は行えるのか。

→(総務法制課長)部会での情報提供は必要である。

〇(政策課長)第3子の無償化については、今回提案の中から削除し、上部会議には上げないこととするが、保育所については、将来的に実施を検討する際も4月からの開始は難しいのか。

→(保育課総括副主幹)事前に実施が決定していれば、可能であると考える。標準化システムの改修 もあるため、実施開始の時期も含め、引き続き検討課題としたい。

つづき 調整会議の

【保育所等の無償化について】

主な議論

○(財政課長)保育所の無償化はいつからを想定しているか。

→(保育課総括副主幹)4月からを想定しているが、システム改修が必要となり、事務作業の時間も 考慮すると、実際は難しいと考えている。

学校給食費等に 係る子育て世帯 の負担軽減につ

→(財政課長)遡ることは想定しているか。

→(保育課総括副主幹)可能ではあるが、園での徴収となるため、別途調整が必要となる。

【その他】

(学校給食課)

いて

〇(政策課長)本案件については、金額規模を勘案して議論が必要となるため、全体の事業費に加え、対象者別の内訳もないと議論が進まないため、継続審議とし、対象者別の内訳を資料に追加した上で再度審議を行う。保育課作成の資料についても同じ対応をお願いされたい。

(11/8)

- ○(総務法制課長)無償化を実施するなら、規則にその旨、明記して頂きたい。
- 〇(教育総務室長)先日教育長と大川副市長とで調整した際、教育局としては小学校1年生の無償化の方を優先とし、第3子の無償化については令和7年度に、再度検討する可能性も含め整理した。
- ○(財政課長)物価高騰に係る負担軽減の優先順位はどの程度か。
- →(教育総務室長)教育局としては物価高騰に伴う負担軽減が最優先である。

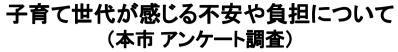
<<原案を一部修正し、上部会議に付議する。>>

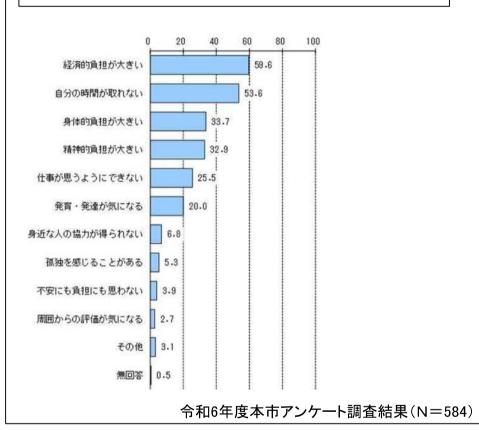
本市の子育で応援のための令和7年度新規事業について

- ① (仮称)相模原市子育て応援条例の制定に伴う令和7年度新規事業について
- ② 学校給食費に係る子育て世帯に対する負担軽減について

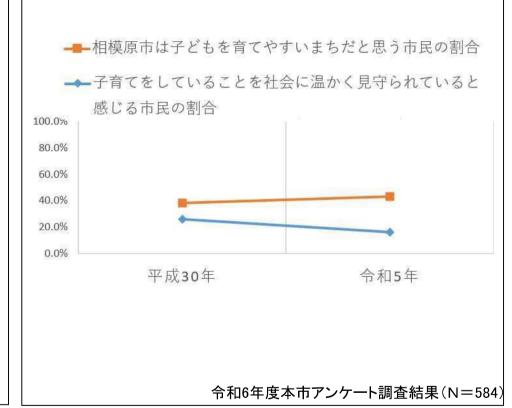
こども・若者未来局 こども・若者政策課 教育局 学校給食課

1. 子育て応援施策(課題認識)





本市での子育てに対する認識 (本市 アンケート調査)



こども未来戦略(令和5年12月22日)で示された課題

- 1 若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない
- 2 子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある
- 3 子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する

2. 本市の子育て応援施策(対応の方向性)

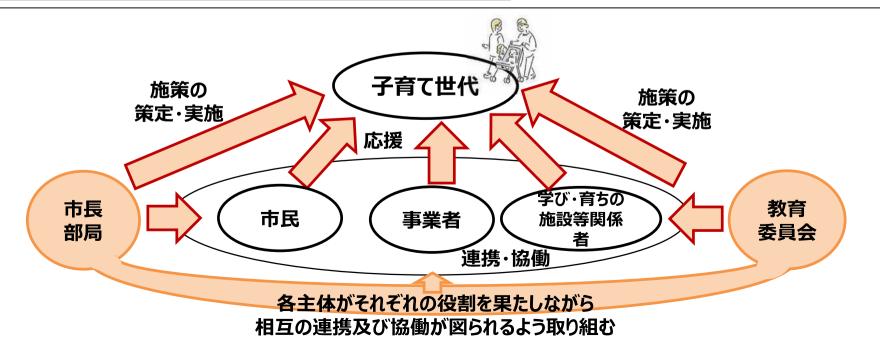
○ 深刻な少子化に直面する本市としては、(仮称)相模原市子育て応援条例を制定し、社会全体が相互に連携しながら子育て世帯を温かく見守るという規範を定めるとともに、<u>子育て応援の実効性を高めていくため、こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)で示された「3つの理念」を踏まえつつ、以下のような子育て応援施策に取り組んでいく。</u>

1. 子育ての喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる施策

- 現に子育て中の方への経済的負担の軽減
- 子育て世代への切れ目ない支援
- 子育てにやさしい公共施設
- 2. 子育てや結婚を応援する意識を育む施策
- 3. 結婚や子育ての希望をかなえるための施策
- 4. 上記のほか、子育て世代を応援するために必要な施策

こども未来戦略が示す「3つの理念」

- 1 若い世代の所得を増やす
- 2 社会全体の構造・意識を変える
- 3 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく 支援する



3. 令和7年度の子育て応援施策(新規・拡充分) ※総事業費(新規): 約8億4千万円

1. 子育ての喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる施策

経済的負担軽減

- ① 学校給食費にかかる子育で世帯に対する負担軽減
 - 小学1年生無償化
- スタディクーポン事業
- 不登校児童生徒への経済的支援
- 学用品に係る保護者負担の軽減
 - ・学用品(彫刻刀等)の公費購入

以下、〇印は別途の 庁議・会議にて審議

子育て世代への切れ目ない支援

②(仮称)子育て家庭食育推進事業

子どもの月齢・年齢に合わせて食材や調理器具等配布。 併せて、LINEによる個別栄養相談等、保護者の二一ズに合せ た相談等の機会を無料で提供。

- ○さがみはら休日一時保育の拡充
- 子育て支援センターの充実・強化(1か月児健診など)
- 不登校児童生徒の居場所の確保とICTを活用した切れ目の ない支援の実現
 - ■校内登校支援教室の設置と相談室へのICT環境整備

子育てにやさしい公共施設

- 公共施設におけるキッズスペースの整備等
- 子育て応援公園 相模原麻溝公園内へのロング滑り台設置に向けた調査等
- 相模大野中央公園で親子が楽しめる水景施設改修など。

2. 子育てや結婚を応援する意識を育む施策

③ 市内経済団体との連携強化

くるみん認定取得企業ゼロからの脱却、増加を目指すため、市内 経済団体と協力したセミナー等を開催

④ (仮称)相模原市子育て応援条例等の周知・啓発

横断幕、バスラッピング等による条例制定の周知のほか、外部SNS、市HPや広報さがみはら、LINE(さがプリコ)を活用し、各種子育て応援施策の周知。

※3月債務負担行為による準備行為を想定

- 3 結婚や子育ての希望をかなえるための施策
- ⑤ 学生や20代・30代社会人に向けたライフデザインセミナー 学生や20代・30代の若いうちから将来を意識し、描いた人生の実 現に向けて行動するきっかけとするためのセミナーを開催
- ⑥ 相模原市独自の婚活イベント(仮称)婚活!さがみはラブ 結婚及び婚活セミナーを含む婚活イベントの実施
- 4 その他、子育て世代を応援するために必要な施策
- さがみはら津久井産材を活用した出生時プレゼント
- ・「さがみはら津久井産材」を活用した「ラトル(がらがら)」を出生時 にプレゼント

①学校給食費に係る子育て世帯の負担軽減(小学1年生無償化)

目的

子育て世帯に対する負担軽減を図る必要があることから、小学校への入学により一時的に経済的負担が大きくなる世帯の負担を軽減するため、令和7年度から小学校1年生の学校給食費を無償化する。

課題

急速な物価高騰に伴い、小中学校の学校給食費について、令和7年9月の改定に向け検討を進めているが、東京都を始め、全国的に学校給食費の無償化が広がってきており、子育て世帯への負担軽減が必要

内容

○ 小学校1年生の学校給食費の無償化

小学校1年生の学校給食費を無償化する。なお、食物アレルギー等で学校給食を喫食できない児童に対しては給付を行う。

対象人数

4,824人(R7年度児童推計)

無償化の額

1食当たり270円(※)

保護者負担: <u>0円</u> 市負担: <u>270円</u>

※ 増額改定する予定の学校給食費の額との差額(40円)については、 別途審議中。増額分について市費対応をしない場合は、令和7年9月 以降は改定後の額(310円)を無償化する。

開始時期

令和7年4月から

事業費

令和7年度

@270×4,824人×185日=<u>240,959千円</u>

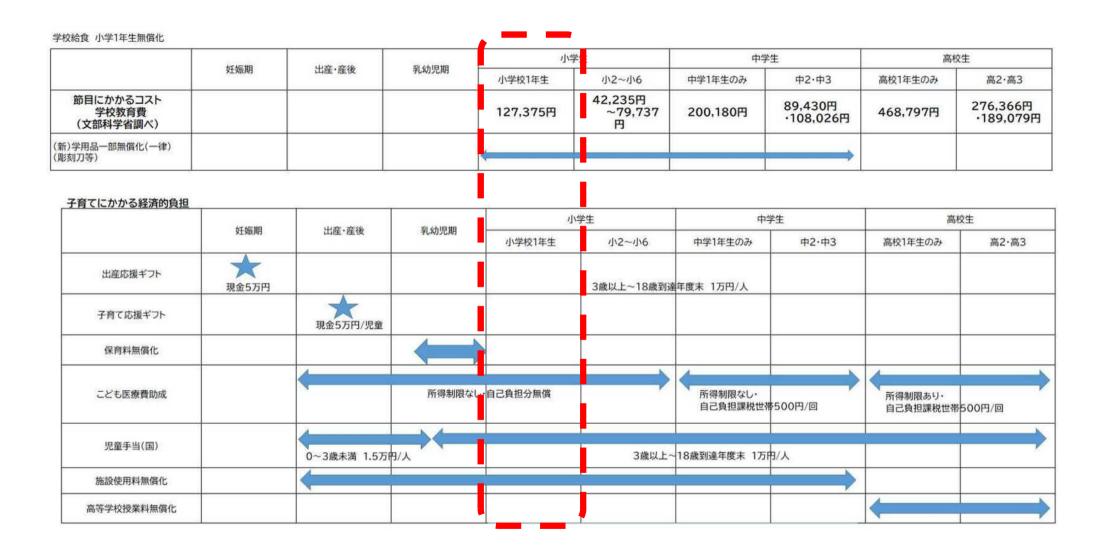
- ▶ 事業費には食物アレルギー児への給付分(100人見込:約2%)として4,995千円を含む
- ▶ 事業費から就学奨励金等(扶助費)で対応する分を除く一般財源は194.905千円
 - ※ このほか、学校給食費管理システムの改修費(無償化対象者の取込み等):3,729千円、無償化対象者への通知、アレルギー等対応給付の申請・決定などに係る経費(消耗品費・印刷製本費・郵送料):630千円程度 が別途必要

[想定事業費]

	+1/7 1 1/4	無償化額	- N/L	- 	
	対象人数 	(1食当たり)	l 日数 L	事業費(対応額) 	うち実質の一般財源
R7	4,824人	270円	185日	240,959千円	194,905千円
R8	4,683人	310円	185日	268,570千円	217,299千円
R9	4,611人	310円	185日	264,441千円	213,916千円

※ 無償化の額については、令和8年度からは学校給食費の改定後の額(1食当たり310円)で算定

(参考) 本市における子育て経済的負担軽減策の現状



- ■就学児には医療費助成、児童手当など、継続的・面的な経済的負担軽減はあるものの、小学校入学時の節目にかかる負担への軽減策が必要
- 出産・乳幼児期に比べて負担軽減策が薄い

② (仮)子育て家庭食育推進事業

目的

子どもの食生活に関する必要な知識・技術を習得する機会を創出し、切れ目のない支援をより充実することにより、 育児負担の軽減を図り、虐待リスクの予防と子どもの健康づくりを推進する。

課題

○献立、食材選び、調理方法など離乳食等への不安・負担の解消が必要 ○子どもの将来に向けた適切な食生活の推進のため、乳児期からの支援が必要

対 象

生後4か月~就学前児とその保護者

内容

〇離乳食期の食育

子どもの月齢・年齢に合わせた食材や調理器具等を配布 することで、子どもの成長に応じた望ましい食習慣の理解 を促す

- ①4か月頃 ➡調理器具・食具のセット、離乳食レシピ配布
- ②7か月頃、9か月頃、1歳頃 →食材・離乳食のセット
- 〇育児支援(4カ月頃~就学前児)

保護者のニーズに合わせた相談等の機会を無料で提供

令和7年度

528

- ①LINEによる個別の栄養相談
- ②管理栄養士等による料理教室

人件費(会計年度)

KPI

3年ごとに指標の達成状況、事業効果等を見直す。

- OLINEによる栄養相談の利用で、離乳食に関する困り事が解消した 保護者の割合 R9:80% R12:90%
- 〇食材等の配布により、望ましい食習慣の理解が深まったと回答した 保護者の割合 R9:80% R12:90%

開始時期

令和7年10月頃開始予定(具体的な時期は委託業者と要相談)

予算

(令和7年10月開始で積算)

単位(千円)

総事業	費	76,578	98,915	-
委	託費	76,050	97,860	_
	食材費	43,200	57,600	単価4,000円
	物流費	29,160	38,880	単価2,700円
	システム構築費	3,000	_	本市に特化したピッキングルートの 作成等
	育児支援費	690	1,380	_

令和8年度

1.055

備考

事務補助員1名

各区子育て支援センター栄養士2名

【参考】年間の食材配布見込数

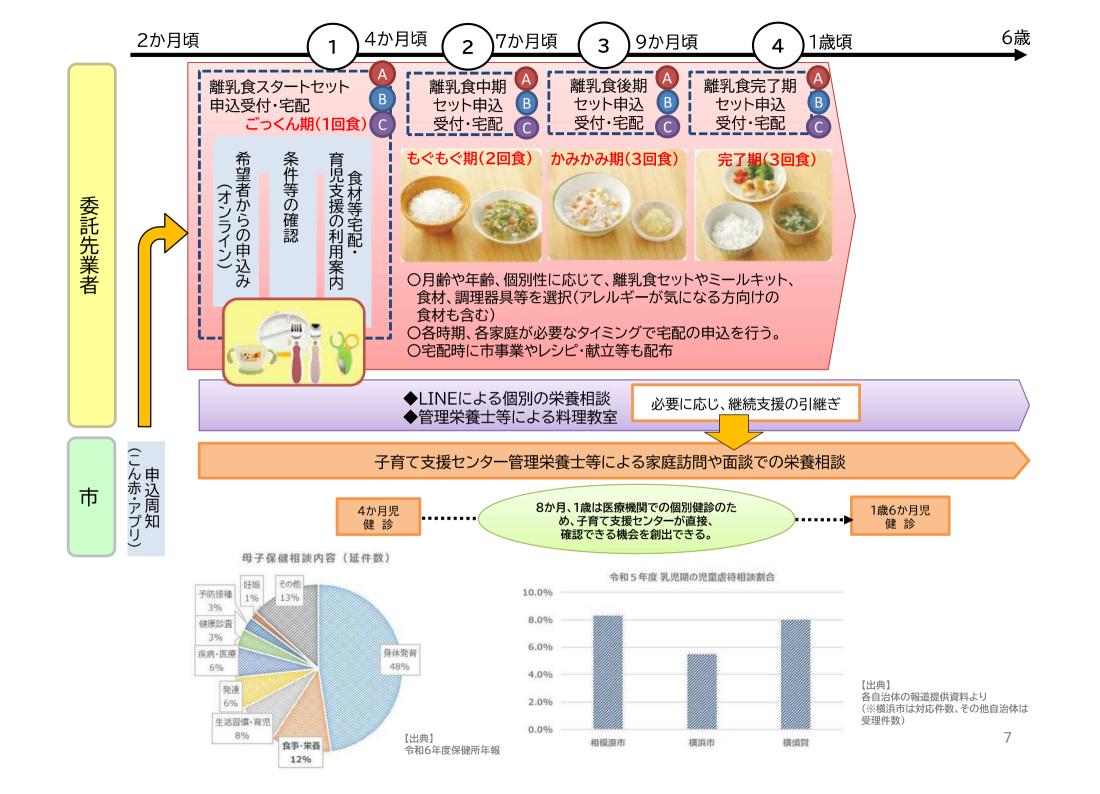
年度	令和7年度	令和8年度以降
合計	10,800回	14,400回

※年間の出生数を4,000人と想定し、申込者を90パーセントとして積算

必要な人工

(こども家庭課へ)

事務 1名 (子育て応援パスポート事業と合わせて) 管理栄養士 1名 (調整定数)R7-R9の3年間



【参考】本市における「食」を通じた支援ニーズについて

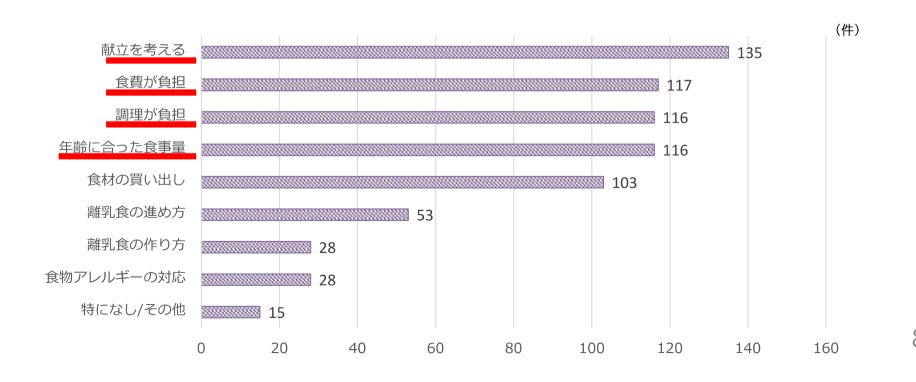
※子育て世帯への『食』にまつわる支援アンケート(令和6年9月11日~13日)結果より【回答者数 226人】

(1)現在の子どもの年齢

0歳児:92人(41%)、1歳児:63人(28%)、2歳児:21人(9%)

3歳児:13人(6%)、その他:37人(16%)

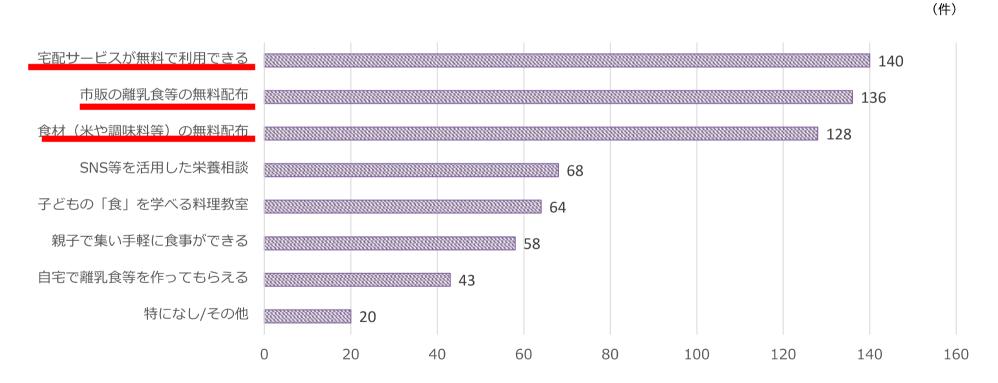
- (2)子どもの「食」に関する悩み(上位5つ)
 - ①献立を考えることが負担:135件(60%)
 - ②食費が負担:117件(52%)
 - ③年齢に合った食事量が分からない/調理が負担:116件(51%)
 - ④食材の買い出しが負担:103件(46%)



【参考】本市における「食」を通じた支援ニーズについて

※子育て世帯への『食』にまつわる支援アンケート(令和6年9月11日~13日)結果より【回答者数 226人】

- (3)子どもの「食」に関する支援の希望(上位3つ)
 - ①宅配サービス等の無料利用:135件(60%)
 - ②市販の離乳食や幼児食の無料配布:117件(52%)
 - ③食材(米や調味料等)の無料配布:116件(51%)



⑤学生・20代30代社会人向けライフデザインセミナーの実施

目的

将来どんな人生を送りたいか、描いた人生を送るにはどのように考え行動すればいいのか、学生や20代・30代の若いうちから意識することで実現に向けて行動するきっかけとする。

また、セミナー時に本市の魅力発信の場とすることで、本市に定住したいと考える若者を増やすことを目的とする

対 象

①市内在住在学の学生(高校生・大学生等) ②市内企業に勤める新卒者・若手社員

事業の必要性・効果とKPI

① 早期の気づき/見直し

学生や20代30代の若者が早期にライフプランについて設計することで、新たな発見や見直しの機会となり、充実した人生を送ることができる

② 意識醸成

学生や20代30代の若い世代の方々がセミナーを受けることで、結婚や子育てについて意識するきっかけとなり、晩婚化対策・少子化対策となる

③ 市内移住者/定住者の増加

本市の魅力を発見/本市事業・補助制度等の周知

KPI:初年度は目標値を設定

①ライフデザインセミナーを受講して今後、本市でのライフプランを考えるきっかけとなった人の割合目標値:70%

(参考)「自分の将来についての人生設計(ライフプラン)について考えたことがある」人の割合 51.8%(令和5年度こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査)

②ライフデザインセミナーの参加者数 目標値:300人

⑤学生・20代30代社会人向けライフデザインセミナーの実施

実 施 内 容

(1) 学生向けセミナー

① 学校内で実習+講義の実施【講師:包括連携協定を締結している保険会社等】

(相模原・町田地域教育連携プラットフォームや寄附講座・高校出前授業等)

- ・様々な高校や大学等で実習+講義形式での実施
- ② 青少年学習センター事業との共催
 - ・青少年学習センターが主催で実施している「大学生等未来応援事業」等と同時開催し、利用者を取り込む

(2) 20代30代向けセミナー

市内企業新卒者や若手職員を対象として実施【講師:包括連携協定を締結している保険会社等】

- ・市内企業に勤める社会人を対象としたセミナーを実施
- ・若手職員が市内で人生設計を立てたくなるようなセミナーの内容とする

想定予算

項目	内容	令和6年予算
印刷製本費	チラシ(事業周知)ポスター(意識醸成)	150,000円
広告料	駅広告掲出等、タウンニュース、SNS等	400,000円
消耗品費	啓発グッズ	300,000円
謝礼		70,000円
賃借料		70,000円
	合計	1,000,000円
特定財源	(若い世代のライフデザインの可能性の最大化):3/4	一般財源:1/4

⑥ 相模原市独自の婚活イベント((仮称)婚活!さがみはラブ♥)

1 事業の必要性

本市は、政令市の中で婚姻率が低く(18位)、男性未婚率の高い(2位)状況にあり、少子化の大きな要因の一つと捉えている。そこで結婚を希望する若者に出会いの機会を提供し、結婚の希望を叶える取組を推進すべく、事業を実施するものである。

2 コンセプト: 市独自の魅力あるコンテンツ × 結婚生活の疑似体験

相模原市の地域資源、独自の魅力



趣味でつながる新たな出会い



市営上大島キャンプ場



相模原市ホームタウンチーム

結婚生活の疑似体験 (例)モデルハウスで体験



(例)こどもセンターで子どもたちと一緒に遊ぶ 将来の子育てのイメージを持つ



⑥ 相模原市独自の婚活イベント((仮称)婚活!さがみはラブ♥)

3 KPI(考え方)

マッチング数 (事業年度):令和7年度(初年度)目標「19組」

(神奈川県「恋カナ!イベント」における令和5年度全21回実施のうち、マッチング数75組(マッチング率30%)を基準とし、本市イベント参加組:60組×30%+1組=19組)

4 ターゲット及び狙い

市内外の25~35歳を中心とした男女。本イベントでマッチングしたカップルについて、成婚支援し、成婚した後は本市に定住してもらうことを目指す。

5 事業内容

実施手法:結婚相談所等の専門事業者に対する業務委託

委託内容:婚活イベント、専門家による結婚及び婚活セミナー、マッチングしたカップルに対するフォローアップ、

参加者に対する事前事後の個別相談、事業の効果的な広報及び周知(受託者サイトへの掲載、

SNS等を活用した宣伝)

婚活イベント:男女各20名程度の募集で3回実施予定。

マッチング率及び参加数を上げる取組:募集に際して、男女の年齢差に配慮する(10歳以内)、企画について、趣味や趣向に寄り添った内容(BBQ、スポーツ観戦等)、将来の結婚を意識した内容(独自性)、女性集客を上げる取組(参加者同士の相性診断、結婚タイプ診断を実施)。

6 事業費

委託料:8,000千円 (地域少子化対策重点推進交付金活用により、国費2/3 市費 1/3)

7 その他

事業内容及び周知方法について、当時者である若者にヒアリング等することでブラッシュアップを図る。

1 市営斎場における長寿命化改修の事業手法について

【市民局 区政推進課 斎場準備室】

(1) 主な意見等

- (総務局長)本事業は斎場を運営しながらの改修であり、VFMの数値のみではなく、工事全体のマネジメント等を総合的に勘案して手法を選択することが望ましいとあるが、一体工事にすることで、市民サービスを落とさずにできるということか。
 - → (斎場準備室長) 火葬能力を落とさずに現状の体制で運営できることを前提として、工事・設計・運営を一体とした手法がマネジメント面で優れているという提案である。
 - → (総務局長) そうした視点を明確に説明に加えていただいた方がよい。
- ○(総合政策・地方創生担当部長)新斎場のスケジュール感はどのようであるか。
 - → (斎場準備室長) 昨年度の戦略会議において供用開始まで概ね 1 0 年程度かかる旨、説明している。
 - → (区政推進課長) 長寿命化改修と新斎場の整備を同時並行で進めることになり、全国的 にも珍しいケースである。
- (総合政策・地方創生担当部長) アドバイザリー業務経費について、債務負担行為を設定 しているが、継続費にするかどうかは最終的に財政課の判断か。
 - → (斎場準備室長)財政課と調整し進めているものである。

(2) 結果

○原案のとおり承認する。

2 物価高騰に伴う学校給食費の保護者負担の軽減について

【教育局 学校給食課】

(1) 主な意見等

- (総務局長)給食費の価格改定後の増額分に市費を投入すると、利用者はこれまでと支払金額が変わらないため、給食費が増額したと感じづらく、市の子育て支援策として伝わりにくいのではないか。市費を投じるとなると、施策の打ち出し方にも工夫が必要であると考えるが、見解を伺う。
 - → (学校給食・規模適正化担当部長) 食材調達のため、物価高騰に伴う増額改定は必要と考えている。これまでも給食に関する情報発信をしている中で、昨年度、国の交付金を活用した際も保護者に対して公費負担による支援の周知は行っていたので、今後も機会を捉えて適切な周知を行っていく。また、新入生に関しては保護者説明会などを通じて伝えていく場を設ける。
 - → (総務局長)公費負担という部分が前向きに伝わるよう、お願いしたい。
- (総合政策・地方創生担当部長)教育局とこども・若者未来局の事案調書のスケジュールの見え方が異なるのが気になる。上部会議に付議する場合は、揃えた方がよいと考える。 議会に対する説明についても、改定と合わせて支援の方向性を伝えるのもひとつの手段であると考える。
- ○(財政局長)教職員の給食費の徴収金額を伺う。
 - → (学校給食・規模適正化担当部長)現在270円を徴収している。
 - →(財政局長)物価高騰に伴う増額分を徴収していない理由を伺う。
 - → (学校給食・規模適正化担当部長) 教職員の徴収金額については要綱で定められている ため、要綱改正が必要である。
 - → (財政局長) 教職員の増額分を市費で補填するのは適切ではない。早急に要綱を改正し、 適正価格を徴収するべきである。
 - → (学校給食・規模適正化担当部長給食) 課題と認識しているため、早急に要綱改正を行 う。
- (財政局長) 資料中に、相模原市の周辺の近隣市はほとんど学校給食の無償化を行っているとあるが、経常収支に差がある中で同じように無償化を検討することは難しいと考える。
 - → (学校給食・規模適正化担当部長) 給食全額無償化については、教育局としても難しい と考えている。ただし、近隣市が全額無償化を進める中で、相模原市だけ増額改定のみ を行うのは説明がつかないと考えているため、増額分の支援を提案している。
 - → (財政局長) 横浜市・川崎市の動向を伺う。
 - → (学校給食・規模適正化担当部長) 川崎市は規則で増額改定を予定しており、支援策に ついては検討中と伺っている。
 - →(学校給食課総括副主幹)横浜市は、昨年度から繰り越した交付金を活用している。
- ○(財政局長)私立の小中学校に通っている児童・生徒は支援の対象となるか。
 - →(学校給食・規模適正化担当部長)対象ではない。

(2)結果

○原案のとおり上部会議へ付議する。

3 物価高騰に伴う公立保育所・認定こども園の給食費の改定について

【こども・若者未来局 保育課】

(1) 主な意見等

- (総務局長) 給食費の価格改定後の増額分に市費を投入すると、利用者はこれまでと支払金額が変わらないため、給食費が増額したと感じづらく、市の子育て支援策として伝わりにくいのではないか。市費を投じるとなると、施策の打ち出し方にも工夫が必要であると考えるが、見解を伺う。
 - → (こども・若者未来局長) 説明資料の中で、増額分の支援を明記するとともに、大前提 として実費負担が原則となることも併せて周知が必要であると考えている。
 - → (総務局長)公費負担という部分が前向きに伝わるよう、お願いしたい。
- (総合政策・地方創生担当部長)教育局とこども・若者未来局の事案調書のスケジュールの見え方が異なるのが気になる。上部会議に付議する場合は、揃えた方がよいと考える。議会に対する説明についても、改定と合わせて支援の方向性を伝えるのもひとつの手段であると考える。また、民間の保育所等で既に物価高騰を受けて値上げに踏み切っている園はあるか伺う。
 - → (保育課長) 令和4年度と5年度に国の交付金を活用して民間の保育園にも補助を行い、 園に対しても値上げを抑えるようお願いはしてきたところだが、値上げをしている園も 一定数ある。
 - → (総合政策・地方創生担当部長) 既に値上げを行っている園とこれまで値上げを抑えて きた園で、条件設定に不公平感が出ないようにすることが、望ましいと考える。
- (財政局長) 3歳未満児は値上げを行うのか伺う。
 - → (こども・若者未来局長) 3歳未満児については、増額分の給食費が既に保育料の一部 に含まれているため、値上げを検討していない。
 - → (財政局長) 値上げを行わない経過について、資料に記載するべきである。
- (財政局長) 保育士の徴収金額を伺う。
 - → (保育課長) 現在285円を徴収している。
 - → (財政局長)物価高騰に伴う増額分を徴収していない理由を伺う。
 - → (保育課長)保育士からはおやつ代を徴収していないため。

(2) 結果

○原案のとおり上部会議へ付議する。

- 4 本市の子育で応援のための令和7年度新規事業について
 - ① (仮称)相模原市子育で応援条例の制定に伴う令和7年度新規事業について
 - ② 学校給食費に係る子育て世帯に対する負担軽減について

【こども・若者未来局 こども・若者政策課、教育局 学校給食課】

(1) 主な意見等

- (総務法制課長) 小学1年生の無償化について、前回の調整会議では、規則での対応と説明したが、地方自治法や本市の条例、整備方針の上では、条例に記載する必要はないが、一方で、記載することもできる。令和6年1月から3月までの3か月間実施した無償化については、条例の附則にその内容を記載している。そのため、この取組を実施する場合、条例に記載することもできるが、教育局としての考えを伺う。
 - → (学校給食・規模適正化担当部長) 局としては、どちらでの対応も可能であると考える。 もし記載するのであれば、前回と同様、附則での対応と考える。
 - → (総務法制課長) 前回は期限があったため附則での対応であったが、恒久的な取組として実施するのであれば、本則に記載するものと考える。
 - → (財政局長)新規事業であれば、3年ごとに見直すのではないか。
 - → (総務法制課長) 本則に記載し、3年後に削除することもできる。
 - → (財政課長) 仮に物価高騰対策による交付金が国から交付された場合の扱いは、どのようになるのか。
 - → (総務法制課長) 予算対応となるため、条文にその部分を記載する必要はない。
 - → (財政課長) 前回記載した理由について伺う。
 - → (総務法制課長)「徴収しない」旨を記載したからである。恐らく、前回も記載しないという選択肢もあったが、無償化に関する打ち出し方を踏まえての判断と考える。
- ○(市長公室長)「(仮称)相模原市子育て応援条例の制定」について、既に庁議にて承認を得ているが、今回の審議事項は関連があり、また、現在審議中である学校給食課の「物価高騰に伴う学校給食費の保護者負担の軽減」、保育課の「物価高騰に伴う公立保育所・認定こども園の給食費の改定」も関連がある。前回の決定会議では、「1月中旬の市長査定を受けて結論を出すもの」としているが、今の流れからすると、庁内での扱いを決め、議会への情報提供等について整理する必要がある。
 - → (総務法制課長) 小学 1 年生の無償化については、条例を改正するのであれば結論を出したい。
 - → (学校給食課総括副主幹) 令和6年1月から3月までの3か月間実施した無償化については、12月の条例改正で対応した。無償化が決まったのが直前だったため、部会への説明は行っていない。学校給食費の改定については、3月部会での説明はあるが、その前の部会でも話す必要があり、もし小学1年生の無償化を実施するのであれば、合わせて打ち出す必要があると考える。また、審議中ではあるが、3月部会で学校給食費の改定と小学1年生の無償化、その前の部会で物価高騰に伴う負担軽減という説明方法も考えられる。
- ○(市長公室長)上部会議に諮る場合、どのようにすべきか。
 - → (総合政策・地方創生担当部長)調整会議の結果を踏まえ、案件をまとめた経過がある ため、上部会議に諮るのであれば、審議中の案件も含め、まとめて提案すべきと考える。
 - → (政策課長) 今までは各々で審議を進めていたが、今回の決定会議で案件が出揃い、審 議事項と議事録も紐づけられているため、案件をまとめることは可能である。
 - → (市長公室長)給食費関係は、次回の上部会議に諮ることは可能であるが、今回の案件 については整理が必要であり、上部会議にまだ諮れないと考える。別途予算査定が必要 である。
 - → (政策課長) 今回の案件については、内容の承諾をいただき、事業規模や予算について は査定の中でという認識でよいか。

- → (市長公室長) そのとおりであると考える。
- → (財政局長)説明資料3ページの新規事業については、予算査定を受けての結論であれば、ゼロ査定という結果もあり得る。
- → (政策課長) 少子化対策等の事業は推進プログラムの事業として、既に予算を確保して いる。
- → (財政局長)推進プログラムの予算枠に収まればの話である。
- → (総務局長) 事業の意思決定と、実際に予算が措置されるかは別議論であると考える。
- → (市長公室長) 意思決定が図られれば、対外的には予算が措置されると捉えられてしま う恐れがある。そのため、上部会議へ諮るのであれば、その前段として、政策課、総務 法制課、財政課、所管課で打ち合わせを行い、スケジュール等について整理していただ きたい。その結果を次回の決定会議で報告いただきたい。
- → (財政局長)「物価高騰に伴う学校給食費の改定」の進捗状況について伺う。
- → (学校給食・規模適正化担当部長) 決定会議まで審議が完了しており、今後の戦略会議 に諮る予定となっている。
- 〇(総合政策・地方創生担当部長)「(仮)子育て家庭食育推進事業」について、KPIの内容があまり理解できない。LINEによる栄養相談をした者のうち、80%・90%の困り事が解消されるということか。同様に、食材等を配布した者のうち、80%・90%が理解を深めるという捉え方になるのか。
 - → (こども家庭支援担当部長) そのとおりである。
 - → (総合政策・地方創生担当部長)予算の全体規模として、約8億円もの事業費がかかる 中で、事業の優先順位を付けるべきではないか。
 - → (こども家庭支援担当部長) 今回は事業内容を精査した上で提案させていただいている。
 - → (総合政策・地方創生担当部長) その中でも優先順位があるのではないか。この事業で 言えば、物流費が食材費に対して約7割の金額となっている。
 - → (財政担当部長) 調整会議などで議論を重ねているだろうが、疑問点が多く、その部分 も含め査定させていただく。本来は、調整会議で議論すべき内容であると考える。
 - → (政策課長) 決定会議での議論は別議論であると考える。例えば、調整会議では、離乳 食期の食育について議論した経過もあり、事業の必要性についても問いている。この場 でも議論いただければと考える。
 - → (こども・若者未来局長) この事業の中で優先順位を付けるのであれば、LINE による相談体制の整備との相乗効果を狙うため、離乳食が始まる4か月頃が最優先である。誰一人取り残さないという考え方の下、市としてのサポート体制があることを意識してもらえるよう、4か月頃に調理具等の支援をすることで関心を高め、LINE という相談の基盤に乗せていきたい。この整備する基盤を利用してもらえるような入口を1つ残したいと考える。提案する立場として他の部分も必要であるが、議論の場であるため、優先順位としては今申し上げたとおりである。
 - → (総務法制課長)調整会議の段階では、2歳から4歳までも食材支援の対象としていたが、会議での意見等を踏まえ内容を精査している。
 - → (財政担当部長)細かな部分を含め、調整会議で改めて議論すべきではないか。
 - →(総合政策・地方創生担当部長)議論しても平行線が続くと考える。
 - → (こども・若者未来局長) 実際に、この離乳食期に携わってきた方と、そうでない方とでは考え方が異なり、携わっていない男性の目線で、子育てにおける悩みの上位にくる離乳食づくりを軽視するかのように語るのは、市としてのメッセージとして好ましくない。
 - → (総合政策・地方創生担当部長)他の事業でも同様であるが、事務的な経費の比率が高い中で、事業効果と整合が図れているのか疑問がある。
 - → (こども・若者未来局長) 本市は地理的に広範囲であり、市内全域に届けるとこのよう な積算となる。一方で財源も限られていることから、事業費を抑えるのであれば、先ほ

どご説明した運用になると考える。

- (総合政策・地方創生担当部長)市内経済団体との連携強化について、くるみん認定取得 企業がゼロという状況下で、セミナー等の開催だけで取得につながるものなのか。
 - → (こども・若者未来局長)正直、土台がまだ足りていないと感じている。市だけでできるツールに限りがあり、伴走支援する際の知識や技術が必要である。アイデアベースではあるが、環境経済局との話の中では、市と神奈川労働局との連携協定や、商工会議所とのさらなる連携など、仕組みを変えていく必要があると考える。
 - → (総合政策・地方創生担当部長) そのような考えがある中で、ゼロからの脱却を目指す 取組として、セミナー等の開催は弱いと考える。
- (市長公室長)子育て応援のための令和7年度新規事業として、これらの事業がふさわしいということで提案しているという理解でいる。
 - → (政策課長) 通常であれば、政策的経費として推進プログラムの中で捌き、ある程度の 精査を行うが、これらの事業は別となっている。
 - → (総務局長)予算要求の状況について伺う。
 - → (総合政策・地方創生担当部長)推進プログラムも単年度要因も要求していない。
 - →(財政課長)この庁議をもって要求してもらうことは構わない。
 - → (市長公室長)要求しても、結局、判断するのは1月の市長査定になる。決定会議として、反対意見は出ていないが、いかがか。
 - → (財政担当部長) 色々と疑義はあるが、その点について議論すると話が細かくなってしまうため、査定の中で精査させていただく。
 - → (市長公室長) 決定会議としては、了とし、予算査定にフィールドを移す。
- (財政局長) 新規事業について、繰り返しとなるが、3年ごとに見直す考えは変わらない ということでよいか。
 - → (政策課長) そのとおりである。庁議で改めて審議するものと、推進プログラムの中で 審議するものの2通りがある。
- (市長公室長) 案件の考え方について伺う。
 - → (財政局長)個別事業について疑義はあるが、総論と方向性は理解できる。
 - → (財政担当部長) 何かしらの取組が必要であることは理解している。
- (こども家庭支援担当部長)「(仮)子育て家庭食育推進事業」で要求している必要人工の 扱いについて伺う。
 - → (総務局長) 現在の要求には含まれていない。事業が定まらない中で判断できないため、 今後の状況によるものと考える。

(2) 結果

○原案を一部修正し、上部会議に付議する。 ただし、予算対応とする。

以 上